

第四次伊東市総合計画
第十次基本計画
(案)

施策分野

1-1	地域医療の充実
-----	---------

現況と課題

- 国民健康保険加入者の医療機関別受診状況を見ると、入院患者の半数以上が市外の医療機関を利用しています。このため、身近なところで、質の高い、より専門的な医療を受けることができるよう伊東市民病院をはじめ、地域全体の医療機能の充実が求められています。
- 地域全体の医療の充実を図るためには、伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であり、市民が「かかりつけ医」を持つことを進め、伊東市民病院は、専門的な医療が必要なときに対応できる機能を有することが必要です。また、より高度で、より専門的な医療が必要なときには、その能力を有する医療機関への紹介が的確にできるよう、地域外の医療機関との連携を深めていくことも必要です。
- 伊東市民病院は、指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営により、医師等医療スタッフを確保し、安定的な経営を実現しています。全国的な医師不足等により、公立病院の経営が大変厳しい状況にある中、将来にわたって地域医療の確保と、更なる充実を図るためには、引き続き指定管理者による管理運営により、安定的な経営を実現していくことが必要です。
- 伊東市民病院は、開院以来、24時間365日の第二次救急医療を担い、開院以前と比べ、救急車による市外搬送件数は格段に減少しました。また、順天堂大学附属静岡病院を中心としたドクターヘリの運行により、迅速な救急搬送が可能となるなど、救急体制の充実が図られています。伊東市医師会が担う第一次救急医療と伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要なときは、迅速に対応できる救急医療体制の更なる整備が必要です。
- 観光立市を目指す本市にあっては、伊東市民病院においても、医観連携を図る中で観光システムの一端を担う必要があり、そのためには、市民のみならず、観光客にも対応できる健診機能などの充実を図ることが必要です。
- 伊東市民病院は、平成26年3月に熱海伊東医療圏域で初めて地域災害拠点病院の指定を受けました。しかし、相模トラフや南海トラフでの地震などの大きな災害により、多数の負傷者等が発生することが想定されることから、負傷者等の負傷の程度や発生状況に応じて、適切に対応できる医療救護体制の確立が必要です。

目標

質の高い医療を受けることができるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市内医療機関の受診率	国民健康保険被保険者医療機関別受診動向	平成22年8月	平成26年8月	入院 42.7% 外来 95.5%	新病院の入院患者を増やし、病診連携による地域内医療機関への逆紹介により、市内医療機関の外来患者数の増を図る。
		入院 30.0% 外来 80.9%	入院 32.3% 外来 82.0%		
市内医療機関の医師、看護師数	保健所集計	平成20年12月	平成26年12月	医師 118人 看護師 550人	新病院の医療スタッフの計画的な増員を図り、地域全体の医療スタッフの充実を図る。
		医師 105人 看護師 481人	医師 101人 看護師 516人		

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
地域内の医療連携の推進	病状等に応じて適切な医療が受けられるよう、伊東市医師会と協力して、伊東市民病院と地域内の医療機関の連携を更に深めるとともに、市民が「かかりつけ医」を持つことを推進する。
伊東市民病院の運営の充実	市内唯一の急性期医療を担う病院である伊東市民病院の医療機能の向上と安定的な経営に努めることで、地域医療の確保と充実を図る。
救急医療体制の充実	伊東市民病院が担う第二次救急医療体制の充実を図り、市内で完結できる救急医療の割合を高めるとともに、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関、第三次救急医療機関との連携を深め、地域の救急医療体制の充実を図る。
医観連携の推進に資する機能の充実	伊東市民病院においては、市民が安心して暮らし、観光客も安心して訪れることができる救急医療体制を整備するとともに、市民のみならず、観光客の利用も考慮した、医観連携の推進に資する健診機能の充実を図る。
災害医療体制の充実	伊東市民病院においては、地域災害拠点病院の指定により、災害時にその機能を活用するための医療スタッフの育成を進めるとともに、伊東市医師会が担う救護所や重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、災害医療体制の充実を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民とともに地域医療を考える機会の創出	市民、医療機関、行政が連携し、今後の地域医療のあり方を協議する機会を創出し、それぞれの立場での役割を考え、市民一人一人が地域医療の充実に取り組む意識を醸成する。

施策分野

1-2

健康づくり支援

現況と課題

●いつまでも健康で、より良く、より充実した人生を生き「健康寿命（お達者度）」を延ばすには、市民一人一人が人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防・歯科口腔衛生を行うことが必要不可欠です。本市の強みである豊富な温泉や豊かな自然を利用した、健康保養地づくり事業を通して、今後も一層、市民一人一人の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践できる環境づくりが求められています。

●生活様式の変化により、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などの生活習慣病が増加しており、その早期発見・予防対策が必要となっています。本市はとりわけ、急性心筋梗塞の対県比^{※1}標準化死亡比（SMR）が男女ともに特に高い状況にあります。そのため健診率の向上を図り、生活習慣病のリスクの早期発見により、重症化の予防に努めていく必要があります。

●近年の急速な経済発展に伴って、外食や弁当、惣菜、調理済食品の利用など食の多様化が進むとともに、忙しい生活の中で食の大切さへの意識が希薄化することにより、健全な食生活が失われ、栄養の偏りや食習慣の乱れが生じています。また、それらに起因する肥満や生活習慣病の増加、あるいは過度の痩身の問題や、食品の安全性の確保の必要性等が叫ばれています。本市においても同様の状況が進行しているため、地域や学校、観光、農林水産業その他様々な観点から、社会全体で食育に取り組む必要性が増しています。

●健康で長生きするには、病気を早期発見・早期治療することが大切です。健（検）診の受診率を向上させるため、受診の大切さを啓発し、個人への受診勧奨や受診しやすい検診の環境づくりが求められています。

●わが国では毎年3万人前後の方が自殺で亡くなるという異常な事態が長期に渡って続いており、特に20代から30代までの若い世代の自殺死亡率が上昇していることから、30代から50代までの働き盛りの男性や、更年期（45～55歳）以降の女性への支援に加え、若年者へのこころの健康づくりの支援も重要となってきています。

●^{※2}SARSや新型インフルエンザなどの1970年以降、世界的に流行した感染症や、一時期の減少から再び注目され始めた結核等の感染症等の脅威が高まっており、感染症対策の強化が求められている中、予防接種法の改正により、集団接種から個別接種に変わり、各種予防接種の接種率の低下が問題となっています。予防接種の重要性を再認識することや感染症の蔓延防止のための正しい知識の普及啓発のための活動が必要となっています。

目標

健康で長生きできるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
健康寿命 (お達者度)	65歳から、元気で自立して暮らせる期間を県が算出したもの (要介護2～5の認定を受けていない期間) 県「市町別お達者度」	平成21年 男性16.43年 女性19.71年	平成23年 男性16.77年 女性19.93年	男性 17.41年 女性 20.64年	長く健康で自立した生活を送るため、健康づくりへの意識向上を図り、県内上位市町の事例を参考とし、県平均値を目標値に定める。

※1 標準化死亡比（SMR）：地域間の年齢構成の格差を補正するための指標。県を100とした場合、死亡が多いほど高くなる。伊東市は男性236.8女性210.1（平成20～24年）

※2 SARS（サーズ）：重症急性呼吸器症候群。SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症で、新型肺炎とも呼ばれる。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
市民の健康意識の向上と健康づくりの推進	温水プールや運動施設等を活用した健脳健身教室や各種健康づくり教室、健康フェスタの開催等、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」、歯の健康を守るための歯科健康教育に重点を置いた健康保養地づくり事業を推進する。
生活習慣病対策	講演会やキャンペーン等の開催により、広く市民に生活習慣病に関する知識の普及啓発や禁煙教育を進めるとともに、働き盛りの世代を中心とした職域との連携や伊東市医師会等の関係団体との協力を深め、がん予防や生活習慣病の早期発見、重症化予防の一層の推進を図る。
食育の推進	食育推進計画の策定や実践を通して、保護者や教育関係者等との連携により「食」に関して適切な判断のできる子どもを育むとともに、観光、農林水産業等の協力による伊東ならではの料理や食材をいかした取組を通じ、地域の食文化の継承を図る等、様々な関係団体とのネットワークにより「食」を通じた人づくり、まちづくりを推進する。
受診しやすい健（検）診の環境づくりと健（検）診内容の充実	伊東市医師会や伊東市歯科医師会及び伊東市民病院との連携を基本に、各種健（検）診について、多くの人が満足できるよう受診しやすい体制を整備する。
こころの健康づくりの推進	インターネットを利用したセルフチェックの導入により、こころの健康づくりやこころの病気に対する知識の普及啓発を図るとともに、専門の相談員による対面型相談事業を実施し、市民一人一人に応じた支援を行う。
感染症対策の推進	新型インフルエンザ等の感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種の実施及びエイズや性感染症等各種感染症の知識の普及啓発に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域や民間団体による積極的な健康づくりへの関わり	地域や関係団体と行政との協働により、健康づくりに関する講演会や講習会を企画・開催する。また、関係団体等とともに、健康づくりの視点によるスポーツ施設等の活用を進める。

施策分野

1-3

出産・子育て支援の充実

現況と課題

●少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、不安定な経済状況などにより、若者の結婚や夫婦の子育てなどに対する価値観、意識が変化しています。その要因に子育て世帯の経済的な負担もあげられることから、子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援拡充が求められています。

●家庭の孤立化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱く、また、育児力が未熟である若年の妊娠・出産割合も高くなっており、子育て中の孤立感や負担感が強まっています。医療機関、行政等各関係機関からの個々のサービス提供だけでなく、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制（ワンストップ拠点）の構築が求められています。

●生活の夜型化等の生活リズムの乱れや、朝食の欠食等の食生活の乱れ等が深刻化しているため、食育講座等を通じ、小児期からの生活習慣病予防の意義を広めるなど、望ましい食生活に関する知識の普及や情報提供に努めていますが、今後についても、更に食に関する基礎知識の向上などを図ることが必要です。

●ひとり親家庭等については、子育てと就業の両立が困難な状況にあります。ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就学支援、自立支援・教育訓練等による経済的支援及び就労支援の充実を図るとともに、相談支援窓口の設置の必要があります。

●サービス業を基幹とする本市の特徴として、働きながら子育てを行う女性が多い状況です。夫婦で参加する機会が多い妊婦教室などの事業を通じ、家族での子育ての大切さの啓発を行っておりますが、近年、家庭だけでなく地域における子育ての意識の希薄化がみられ、母親の子育ての負担、悩みの増大につながっていることから、今後、地域ぐるみでの子育ての仕組みづくりが求められています。

目標

心身ともに健やかに子育てができるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
子育てを楽しんでいる親（父親・母親）の割合	・10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に実施している市民意向調査 ・子どもとの生活で「毎日が楽しい」又は「負担が増えたが育児は楽しい」と回答した割合	平成21年度	平成26年度	97.0%	困ったときに相談ができる場や地域での支えなど、社会的、経済的な様々なサポート体制の整備の是非が、安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに育てるための条件となり、子育てを楽しんでいることに通じているため設定した。
合計特殊出生率	・1人の女性(15歳から49歳まで)が一生涯に産む子どもの数 ・厚生労働省の「人口動態統計」	平成10年～14年	平成20年～24年	1.59人	出生数に影響がある景気回復は不透明ではあるが5年間で0.10人増を目指す。(平成24年全国1.43、県1.53)

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
子育て世帯の経済的支援の推進	子育て世帯における生活の安定に寄与し、子どもの健やかな成長に資するため、伊東っ子誕生祝金の贈呈、子育て支援医療費助成、不妊治療費助成などの経済的支援を推進する。
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	安心・安全な妊娠・出産・子育てが行えるよう、健康診査や健康教育の充実とともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の構築に向けた総合的相談の窓口の設置や産前・産後の専門的支援の充実を図る。また、食を通しての健康の確保に努め食育の推進を図る。
ひとり親家庭等の自立促進	ひとり親家庭等の自立促進を図るため、自立支援教育訓練、職業訓練促進給付等の就業支援と子育てや生活に係る相談支援体制の整備を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域、関係機関等と協働し、地域ぐるみで子育て支援を行う取組	地域に保健師等が出向き、民生委員・児童委員や保健委員、ボランティアやNPO団体等の地域の人々とのつながりの中で、乳幼児が健やかに成長できる環境の場「サロン」事業や助産師による家庭訪問など医療機関等による産後の専門的支援を提供し、地域ぐるみでの子育て支援を図る。

施策分野

1-4

保育の充実

現況と課題

●現在、認可保育園は10園あり、指定管理者を含む公立保育園が5園、民間保育園が5園となっていますが、民間保育園については保育内容に特徴を持った運営を行っており、公立保育園においても地域に根付いた保育を展開しています。今後とも公立と民間の保育園それぞれが、切磋琢磨し合い、保育の質を高め、子どもの健やかな成長を支援していくとともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うことが求められます。

●核家族化や母子家庭の増加、勤務形態の変化に伴い、保育ニーズが多様化する中で保育サービスの充実が求められています。公立保育園においては、平成23年4月、平成24年4月に2園を民営に移行しましたが、民営化と併せ公立保育園における多様な保育サービスを充実させていく必要があります。

●3歳未満児の7割程度は家庭で子育てが行われている中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化による子育て環境の変化などにより、子育てに関する悩みを抱える家庭があることから、子育ての不安感や負担感を払しょくするため、子育て中の親子の交流の場や、子育てについて相談できる場の提供が求められています。

●平成14年度に2園、平成17年度に1園、平成27年度に1園の民間の認可保育園が新たに設置され、また、公立保育園においても定員を増やし、0歳児保育の受入れを行うなど、待機児童の解消に努めてきましたが、今日においても低年齢児を中心として認可保育園に入所できない待機児童がおり、引き続き解消に努めていく必要があります。

●発達障がい児等については、近年増加傾向にあり、保護者の就労状況により認可保育園での受け入れを実施しています。障がい児等が健常児と共に生活し、触れ合うことは人間形成にとって重要なことであり、障がい児等の特性を理解し、適切な対応を行うため、職員の知識の向上を図るとともに適切な保育等が実施できる環境づくりが求められます。

●本市において、認可保育園は待機児童が増加し、幼稚園は集団が小規模化している現状があり、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援も不足しています。質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消のための保育の量的拡大、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、就学前の子どもに幼児教育や保育を一体的に行い、また、子育て支援をより一層充実させるために、保幼が連携する施設の整備が求められます。

目標

就労形態に応じた多様な保育サービスが受けられ、子どもが地域とともに健やかに育つまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
子どもたちが健やかに成長していると思う割合	・「お子さんが、健やかに成長していると思いますか」の質問に対し、「思う」と回答した人の割合 ・市が主催するイベントや乳幼児の健康診査時にアンケートを実施	89.6%	平成26年 94.5%	98.0%	子どもの健やかな成長は、子育て支援施策と密接な関係があるため、100%に近い目標値とする。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
多様な保育事業の実施	休日保育、延長保育、一時預かり、病児保育などの保育ニーズに合った多様な保育を実施し、地域による特殊性や保育行政への要望に沿った保育の充実を図る。
地域における子育て支援拠点施設の整備	保育園入所児童だけでなく、地域での子育て支援の拠点場所として、認可保育所や地域交流スペース等において、子育て親子の交流や子育てに不安を抱える保護者等への相談事業、家庭訪問等の在宅支援を実施するため、子育て支援のための拠点施設を整備する。
待機児童解消に向けた取組の実施	認可保育所の施設整備や居宅において児童を保育する家庭的保育事業等を検討するなど、待機児童解消に向けた取組を実施する。
障がい児童等への支援	障がい児童等を支援し、理解するため、専門スタッフの配置や個々の障がいに対応できる専門知識の習得、また、認可保育所での障がい児の受入れ、対応するための職員配置を行う。
認定こども園（保幼一体化施設）の整備や就学に向けた保幼連携の推進	待機児童の解消や質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うため、認定こども園や保幼一体化施設の整備を検討し、幼稚園との交流も含め、就学に向け一貫した保育を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
子育て経験者やシルバー世代の活用	核家族化が進む中、子育て支援対策は、保育園だけでは対応が困難なため、子育て経験者やシルバー世代と協働して、子育てに不安を抱えている保護者等への相談や訪問事業を行う。

施策分野

1-5

高齢者福祉の充実

現況と課題

●住民基本台帳による平成27年4月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は27,348人、高齢化率は38.1%となっています。5年前の平成22年4月1日現在の高齢者人口23,717人、高齢化率32.0%と対比しますと急速に高齢化率が高くなっています。本市は、温暖な気候や緑豊かな自然、また温泉などにも恵まれており、高齢者の転入者も多く、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、平成26年4月現在の県内統計によれば、県内の市で2番目に高い高齢化率となっています。

●高齢者が地域で自立した生活を継続していくためには、高齢者自身も地域福祉の担い手となりつつ、ボランティア活動に積極的に参加するなど、豊富な人生経験や知識、能力を持つ高齢者の社会参加活動を通じて、活力に満ちた社会づくりの推進が求められています。

●高齢者は日常生活の中で転倒、筋力の低下、認知症などにより、生活機能が低下し介護が必要となる場合があります。そこで、高齢者が介護を必要とせず自立した生活をするためには、早期からの介護予防に取り組むことが必要となります。

●高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持することができるようにするためには、※地域包括支援センターや医療関係機関、町内会、民生委員、ケアマネジャー（介護支援専門員）、サービス提供事業者等の関係団体によるネットワークを強化し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

●介護保険制度は、高齢化社会を支える新たな社会保障制度として市民生活に定着しましたが、介護サービス利用者が年々増加していることから、介護保険制度の改正に適切に対応し、多様なニーズに応えるサービスメニューの構築及びサービスの質の向上への取組を行うことが重要となっています。その一方で、介護事業者の不正なサービス提供も発生していることから、必要なサービスを安心して利用できる適正な制度運営が求められています。

目標

高齢者が地域の中でいきいきと生活できるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
元気な高齢者の割合	1-要介護・要支援認定者数／1号被保険者数	平成21年度末 85.5%	平成26年度末 84.3%	85.0%	介護予防施策等の充実により、元気な高齢者の割合の維持・向上を図る。

※地域包括支援センター：地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、様々な課題に対して、総合的なマネジメントを担い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の充実を包括的に支援することを目的として設置されたもの

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
健康で生きがいのある暮らしの支援	高齢者がいつまでも心身ともに健康で、生きがい活動や社会参加できるよう支援する。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、各種福祉サービスを提供し、地域で自立した生活を継続できるよう支援する。
介護予防の推進	生活機能や認知機能が低下している高齢者を早期に発見するため、関係機関との連携を深め、情報収集に努める。その結果、要介護状態になるおそれの高い高齢者に対しては、従来の短期集中型プログラム(運動教室等)に加え、多様なニーズに対応できるサービスを整備・提供し、介護予防の一層の推進を図る。
介護が必要な高齢者の支援	介護サービス等の一層の周知を図るとともに、誰もが必要な時に、適切なサービスの利用ができるよう提供体制の整備・充実に努める。また、介護給付適正化への取組を推進し、サービスの質の向上に努めることにより、信頼性の高い介護保険制度を構築する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域住民相互で行う地域の支え合い	団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り送れるよう、地域包括支援センターを軸として、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

施策分野

1-6

障がい者福祉の充実

現況と課題

●障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、個々の障がいの程度に応じ利用できる制度の充実と、地域の人々との交流を深め、互いに理解し合うことが大切です。本市では、個々の障がい者が利用できる制度やサービスの説明に努めるとともに、熱海地区と伊東地区の福祉関係機関等が障がい者支援に関し情報交換や課題を把握するため、熱海伊東地区地域自立支援協議会を活用し、相互に連携を図っています。また、身近に気軽に相談できる場所があることが、安心して暮らせることへつながることから、今後もより一層相談事業を充実していく必要があります。

●障がい福祉サービスの充実を図るため、サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備や運営を支援するとともに、施設基盤整備に関する助成制度等について当該法人等に対し、国や県からの情報提供などを実施しています。将来的には障がい者が共同で生活を送る場として、グループホームやケアホームなどの居住系サービスの整備が特に重要となることから、障がい者への地域住民の理解や協力を得るため、市と事業所が協力して、障がい者理解への周知を図ることが必要です。

●障がい者の働く場所の確保のため、雇用・福祉・教育など関係機関との情報交換を行っておりますが、雇用の現状は大変厳しくなっていることから、これらの機関との連携をこれまで以上に密にしていくことが必要です。

目標

必要とする障がい福祉サービスを受けながら、安心して暮らせるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市内の指定障がい福祉サービス事業所数	県の指定を受けた障がい福祉サービス事業所の数	平成22年度末 19事業所	平成27年4月1日 23事業所	25事業所	平成22年度から平成27年度までの5年間で4件増加の実績を鑑み、今後については障がい福祉環境の進展を見込み、5年間で2事業所の増を目指す。
市内企業の障がい者雇用率	ハローワークによる集計	平成21年5月末 1.82%	平成26年6月1日 1.64%	2.00%	障がい者雇用制度の改正や企業の障がい者への理解が進んできたものの、依然法定雇用率(2.0%)を下回っている現状である。そのため、法定雇用率(2.0%)以上となることを目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
障がい者が身近に気軽に相談できる場所の確保	相談窓口として障がい者相談員を設置するとともに、専門的資格を持った職員による相談支援事業を実施し、個々の障がい者が、障がいの程度に応じた制度やサービスを利用できるように努める。また、地域の一番身近な相談員である民生委員・児童委員に向けて、障がい福祉についての理解を深めてもらうための周知を図るなど、その地域に暮らす人たちとの相互理解を深めるための支援を行う。
指定障がい福祉サービス事業所等への支援	障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備及び運営を支援し、サービスの充実を図る。
障がい者雇用推進への支援	地域自立支援協議会やハローワーク、※その他福祉関係機関との連携を図り、障がい者雇用の推進に努める。

※その他福祉関係機関：伊豆地区の特別支援学校や障がい者を対象とする福祉機関等からの就労を促進するための伊豆地区就業促進協議会（PEC伊豆）、障がいのある方の就業面・生活面両面からの支援を行う障がい者就業・生活支援センターおおむろ（おおむろ）

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
障がい者と地域に暮らす人との相互理解や地域への受入体制の構築	障がい者が地域で安心して暮らすには、その地域に暮らす人たちとの相互理解が重要であるため、障がい者は積極的に地域活動に参加し、地域の人たちは障がい者が行う行事等に進んで参加し、互いに理解を深める。市は、日頃から障がい者が参加するイベント等を市民向けに広報し、参加を呼びかける。

施策分野

1-7	地域福祉の推進
-----	---------

現況と課題

●少子高齢化・核家族化が進み、ひとり暮らし世帯が増えている中、地域では、従来のような近所付き合いが少なくなり、人間関係は希薄になりつつあります。社会福祉法では「地域住民、社会福祉事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない」と、それぞれの責務について明記しており、地域で助け合い、支え合うまちづくりが求められています。

●※¹ 地域福祉を推進するためには、地域住民の主体的な活動が何よりも欠かせないことから、行政は、これに組織的な取組を促し、協働して地域福祉の推進に努めなければなりません。また、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）」が施行され、※² 「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、避難支援等関係者に情報提供を行い、災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための※³ 避難行動要支援者避難支援を重点的に進める必要があります。

●経済不況による失業者等、生活困窮者が増加しているため、援護を必要とする方が自立するための経済的支援や生活相談体制の充実等に努める必要があります。

目標

身近な地域の中で、互いに助け合い、支え合う住民活動が行われるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
避難行動要支援者避難支援計画の個別計画における避難支援者登録割合	個別計画総数に対する支援者の登録割合	—	0%	50%	発災時に避難行動に支援が必要な方の支援者の登録率が向上することにより多くの要支援者の生命と身体を守ることにつながる。
社会福祉協議会会員件数	町内会を通じて募集している賛助会員件数	平成22年9月	平成26年度末	17,500件	社会福祉の担い手である社会福祉協議会の事業への参画・支持を示す指標。人口減の中、現状を維持しつつ、個人参加などを新たに加え、会員の拡充を図る。人口減と件数の減少・増加を比較することにより、社会福祉の担い手の広がりを示す。
		18,581件	17,138件		
伊東市ボランティア活動団体の登録、養成研修、あつ旋等を行うボランティアセンターへの登録者数	ボランティア活動に参加する意思をもって登録する個人や団体の数	平成22年9月	平成26年度末	40団体	住民相互で支え合うことのできる地域福祉のためのボランティア活動に対する住民の関心を示す一つの指標である。
		32団体	36団体		

※1 地域福祉：住民誰もが自立した生活や積極的な社会参加を進めるため、地域の様々な活動や課題等について、地域みんなで考え、支え合う取組のこと。

※2 「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付け：災害対策基本法第49条の10

※3 避難行動要支援者避難支援：誰かの支援がなければ避難できない在宅者で、家族による支援が受けられない方を、町内会など地域みんなで連携しながら支援すること。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
社会福祉関係団体が行う地域福祉活動の支援	地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉関係団体が行う福祉相談業務やひとり暮らし世帯の見回り活動をはじめとする地域福祉活動を支援する。
避難行動要支援者避難支援計画の推進	自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である避難行動要支援者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。
福祉ボランティアの養成	要約筆記、災害ボランティアコーディネーター等を対象にした各種講座を開催し、ボランティアの養成を図る。
生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への自立相談支援等の実施、社会福祉協議会の貸付制度についての説明・情報提供や、生活保護事業における被保護者の自立を助長するための就労指導など、困窮の程度・内容に応じた必要な支援を行う。
市内社会福祉法人の適正な運営への支援	社会福祉法人への指導監査等を通じ、事業の適正な運営の確保と地域福祉への貢献を行う。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
この施策分野全体を市民との協働により推進していきます。	

施策分野

1-8

保険・年金制度の運営

現況と課題

●医療保険制度の度重なる改正により、制度が複雑になり、市民にとって分かりにくいものとなっています。市民が安心して的確な受診ができるよう、正確な医療保険制度の一層の啓発を図るとともに、国民健康保険の安定的な運営に努めることが求められています。

●国保加入者の高齢化、医療の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり（一人当たりの医療費：平成23年度270,527円⇒平成26年度287,800円）、その疾病の主要なものとして、生活習慣を起因とする生活習慣病が注目されています。生活習慣の改善など、予防についての啓発を進め、引き続き健康な生活を営めるよう支援していく必要があります。

●少子高齢化の急速な進展等の社会情勢の変化により、公的年金制度への不安や不信感が増大し、国民年金保険料の納付率は低迷しています。低年金や無年金という問題をなくすためにも、市民にとって最も身近で安心な相談窓口になり、国と連携した年金制度の普及に努める必要があります。

目標

国民健康保険・国民年金制度の周知・維持に努めます。

注) 1-8「保険・年金制度の運営」は、国の制度運営に関する施策のため指標は設定しません。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
医療保険制度の啓発と国民健康保険の安定的運営	医療保険制度に対する理解を深めるため、分かりやすい広報に努める。また、適正に賦課するために、収入申告、減免申請等の周知、勧奨を行う。
生活習慣病予防と適正な受診	定期的な健康チェックのための健診を勧める。また、かかりつけ医・かかりつけ薬局の促進を図り、適正受診の意識を高める。
国民年金制度の啓発	国民年金保険料の納付意欲向上を図るため、年金制度への理解と関心を高めるよう、窓口における細やかな対応と、分かりやすい広報など情報提供を行う。

施策分野

2-1

消防体制の強化

現況と課題

●災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応するため、出動体制や増援体制の強化、人員配置の効率化、住民サービスの向上を目指し、複数の市町と共同で消防業務を行います。市民・来遊客の安全・安心を確保するため、今後も広域常備消防と連携を緊密に行う必要があります。

●消防・防災活動に従事する消防団員は、地域に密着した非常備の消防機関として、重要な役割を担っています。その活動には事業所の理解が不可欠であり、現在は事業所の協力により定員を確保していますが、消防団員に占める被雇用者(サラリーマン)の割合が年々増加しているため、事業所との連携・協力体制を一層強化し、入団しやすい環境を整備することが重要です。また、消防団員の活動環境を整備するため、装備の充実を図る必要があります。

●大規模災害時に各地区で活動する消防活動支援員(消防団員・消防職員のOBで構成)の組織強化に努めていますが、引き続き、登録者数の増加と装備の充実を図っていく必要があります。

●災害発生時の消防活動を円滑に行うため、消防水利の整備充実に努めていますが、引き続き、消防水利の少ない地域に整備を進める必要があります。

目標

安心して住めるまち・安心して泊まれるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
消防団員数	条例定数	506人	506人	506人	条例定数を確保することにより、市民や来遊客の安全・安心の確保につなげる。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
広域常備消防との連携強化	初動体制の強化、人員配置の効率化、住民サービスの向上を目指した広域常備消防と消防団が連携強化を図る。
消防団の充実強化・活性化対策の推進	消防団員を雇用する事業所へ協力要請を行い、消防団員の確保に努める。また、消防団員の活動環境を整備するため、装備の充実を図る。
消防活動支援員の充実強化	消防団員・消防職員のOBで構成する消防活動支援員の登録者数の増加と装備の充実を図る。
消防水利の充実強化	消防水利の少ない地域へ計画的に耐震性貯水槽の設置を図る。

施策分野

2-2

危機管理体制の充実

現況と課題

●本市では、相模トラフや南海トラフでの地震・津波はもとより、台風や集中豪雨などの風水害、伊豆東部火山群による群発地震などの自然災害が発生する可能性があります。また、新型インフルエンザなどの感染症の拡大や武力攻撃など様々な危機も予想されますが、これら危機に対し公的機関による「公助」だけでは限界があり、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」による地域防災力の強化は必要不可欠であり、官民一体となった危機管理体制の強化が重要です。

●東日本大震災を教訓に相模トラフや南海トラフで発生する地震の想定が見直され、本市では相模トラフにおける最大クラスの地震で発生する津波による浸水域がこれまでの想定から大きく拡大されました。この新たな想定に対する警戒避難体制を地域住民とともに整備していく必要があります。

●本市は、多くの源泉に恵まれた国内有数の観光温泉都市ですが、その温泉の恵みは伊豆東部火山群の活動によるものです。一たび火山活動が活発化し、群発地震の発生や噴火の危険性が高まった場合には、地域に与える影響は甚大なものとなり、特に噴火の危険性が高まった場合には、多くの地域住民の避難の必要があることから、火山に対する警戒避難体制の整備を行っていく必要があります。

●災害時における市民への情報伝達手段は、現状、同報無線の屋外放送により伝達を行うとともに、不達地域の解消のため登録制のメールマガジンとケーブルテレビのテロップ放送を行っています。今後、様々な情報通信システム（FM放送やSNS等）との連動による情報伝達システムの検討と整備を行うとともに、地域における情報伝達体制の強化を図り、より確実な情報伝達を行っていく必要があります。

●公共施設は、地震災害時等に、防災拠点としての機能を発揮する施設であり、災害応急対策を円滑に行うためには、これらの耐震化が重要です。本市では、公共施設の耐震診断を実施し、耐震性が不足する施設について計画的に耐震化を進めてきました。

●公共施設以外の建築物の耐震化への取組についても、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。平成13年度からTOUKA I-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。（「2-9 良好な住環境の整備」より）

●災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための避難行動要支援者避難支援を重点的に進める必要があります。（「1-7 地域福祉の充実」より）

目標

市民の危機管理意識が高く、有事に強いまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
自主防災組織数	市内全体の町内会、自治会のうち、自主防災会を組織する団体数（連合会組織を含む。）	平成23年1月 156団体	平成27年1月 161団体	169団体 (全組織加入)	有事における地域活動組織の基本である自主防災組織に全市民が加入し危機管理体制を確立するため。
発災後の人的被害 (死者数)	地震、津波、山・崖崩れ等の本市における人的被害のうちの死者数	平成22年度 0人	平成26年度 0人	0人	危機管理体制強化の成果として、発災時においても死者0人を目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
防災意識の向上	地震や津波、土砂災害等の危険区域等を対象市民に周知するとともに自主防災組織及び地域住民を対象に、防災講演会や防災講話を実施し、市民一人一人の防災意識の向上を図る。
危機管理体制の強化	民間企業や団体等と災害時の協定を締結し、有事における官民の連携体制を強化する。 総合防災訓練や地域防災訓練、土砂災害訓練、水防訓練、津波避難訓練、火山防災訓練など災害の種別や地域の実情に合った訓練を実施し、日頃からの防災体制を強化する。 静岡県第4次地震被害想定に基づき、津波避難場所の指定や地域の実情に合った津波避難行動計画の作成を推進し、津波避難警戒体制を整備する。 必要となる非常食や避難生活資機材を備蓄するとともに、自主防災組織に対し、救助資機材等を交付する。
情報伝達体制の強化	災害時における市からの情報を的確に市民へ伝達するため、メールマガジンの登録を推進するとともに、同報無線とその他の情報伝達手段との連動を検討し整備することにより、情報伝達体制の強化を図る。
耐震化の推進	公共施設の耐震診断結果を踏まえ、優先度を定め、耐震化を継続的に取り組んでいく。また、公共施設以外の建築物については、昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対し補助するとともに、耐震化の必要性について、普及啓発を実施する。
避難行動要支援者避難支援計画の推進	自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である避難行動要支援者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
この施策分野全体を市民との協働により推進していきます。	

施策分野

2-3

総合治水対策の強化

現況と課題

●河川や水路等の破損箇所を放置すると重大な災害の原因になるため、大雨の後のパトロールにより異常が認められた場合には、早急に対応していますが、日頃から継続的な河川の観察も重要です。

●河川改良等により、浸水被害の発生が減少しておりますが、近年の集中豪雨は、短時間での雨量が増加する傾向があるため、河川の増水による浸水被害や土砂災害防止の新たな対応が求められています。

●河川や水路がない箇所において、急激な宅地化により雨水が路面に滞留することから、浸水被害が年々増加しており対策が必要です。

●人的被害の発生するおそれがある危険な渓流や崩壊のおそれがある崖等の危険な箇所の対策を図っていますが、全ての危険箇所の整備を行うことは困難なため、引き続き対策事業を促進するとともに、人的被害を未然に防ぐ防災体制の確立を図る必要があります。

目標

水害や土砂災害に強いまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
河川があふれる件数	時間雨量 50mm 以下（静岡県が定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における河川改修の条件値）の条件下での河川があふれた件数	平成22年度 0件	平成26年度 0件	0件	時間雨量 50mm 以下では、河川があふれない施設の維持管理を行う。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
河川及び水路の整備促進及び維持管理	集中豪雨に対応する河川及び水路の整備を促進し、浸水被害等を防止するとともに、整備済みの河川等については、排水能力を維持するため、堆積物の除去、破損箇所の補修等維持管理に努める。
砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進	危険箇所の調査を行うとともに、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業の促進を国・県に働きかける。また、事業の受益住民との調整を図る。
水防体制の整備	土砂災害警戒区域の住民に対し、ハザードマップを作成し、個別配布することにより日頃の備えと警戒・避難について啓発活動を推進する。また、消防や自主防災会等との連携・協力体制を構築するとともに、訓練の実施により連携・協力体制の強化を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民と市との協働による河川の維持管理	市民と市が協働して、各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用し、河川の草刈りやごみ拾いなどの河川の環境美化活動を行う。これにより、河川の排水能力の維持に寄与するとともに、日頃から市民が河川に興味をもつことで、異変をいち早く察知し、早期の補修を図る。
市民と市との協働による雨水の宅地内処理	路面に流出する雨水の減少を図り、住宅の浸水被害を軽減するため、市民の協力により宅地内への浸透柵の設置を推進する。

施策分野

2-4

地域安全活動の充実

現況と課題

●本市における主な犯罪は、車両の盗難や車上荒らしなどの乗物盗となっていますが、全体的に犯罪件数は大きく減少しています。しかしながら、振り込め詐欺を始めとする不審電話などの相談は多く寄せられており、その内容は巧妙化・悪質化していることから、今後もマスメディアを活用した広報や街頭キャンペーンの実施など、防犯啓発活動を推進していく必要があります。

●少年非行に関する検挙・補導人員については、生活安全推進協議会が組織する防犯・暴力追放推進委員会などの関係機関・諸団体等との緊密な連携による諸活動の実施により減少しているものの、少年非行の低年齢化や窃盗等の重犯罪化が進んでいるため、より一層の防犯活動を推進していく必要があります。

●本市における人身事故件数は減少傾向にあります。物損事故件数は横ばい傾向にあります。事故発生の特徴としては、市民が事故の起因となる割合が高いことや高齢者に関係した人身事故の割合が高いことが挙げられます。市民への交通安全意識の向上を図るとともに、高齢者に向けた交通安全教室の開催など交通安全対策を強化し、交通事故防止に努める必要があります。

●携帯電話情報サービス等の架空請求やインターネットオークションによる被害など、消費者を対象とした犯罪の多様化・複雑化が進んでいます。また、依然として高齢者を対象にした訪問販売被害も増加しており、これらの被害を未然に防ぐために、啓発活動だけでなく地域との連携などを強化する必要があります。

目標

事件・事故が少なく、安全で安心なまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市内における*刑法犯認知件数	伊東警察署発行の「犯罪のあらまし」から	平成21年 710件	平成26年 412件	392件	市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の1%/年減少を目指す。
市内における交通人身事故発生件数	伊東警察署発行の「交通のあらまし」から	平成21年 585件	平成26年 514件	489件	市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の1%/年減少を目指す。

*刑法犯：殺人、傷害、窃盗の犯罪

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
防犯・暴力追放対策の充実	安全で安心して生活できる地域社会をつくるため、警察、防犯・暴力追放推進委員会、地域安全推進協議会等各種団体と連携し、地域の連帯意識の高揚を図るとともに、広報活動や防犯教室の開催、犯罪被害弱者対策、防犯団体等の支援など、防犯・暴力追放のための対策を推進する。
交通安全対策の充実	市民一人一人が自らの交通安全の知識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図る。また、幼児から高齢者まで交通安全教室を行うとともに、地域の交通指導員の確保と育成に努め、交通安全協会を始めとする各交通安全団体が行っている活動を支援する。さらに、交通事故の発生につながる道路環境や交通安全施設等を整備するとともに、警察署に対し、交通規制の適正化を働きかける。
消費者の立場に立った相談業務の充実	多様化・複雑化する消費生活問題に迅速・的確に対応するために、相談員のレベルアップや被害に迅速に対応できる体制づくりを強化し、安全で確かな商品やサービスを選択する賢い消費者の育成や被害の未然防止のための啓発活動などを行い、消費者の立場に立った消費者相談業務の充実を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
犯罪及び交通事故防止に対する意識の高揚	市民は、自らの安全は自ら守る意識の下、日頃から住宅、自動車等の確実な施錠を行い、安全運転を励行する等、犯罪及び交通事故の防止に努める。市は、市民の意識の高揚が図れるよう、広報及び啓発活動や、市民及び事業者の自主的活動の促進に関する必要な施策を実施する。

施策分野

2-5

安全な水の安定供給

現況と課題

- 本市の水道水は、地下水を主な原水としており、自然の力により長い時間をかけてろ過され、生み出された水質は、とても良好で、最低限の塩素消毒のみで水道水として利用できます。今後も、安全な水道水を供給していくことが求められています。
- 豊富な地下水に恵まれ、年間を通じて安定的に給水できていますが、観光地としての特性から、水需要が急激に増大する行楽シーズンなど、時期によって貯水量に余裕がなくなる地域があります。今後、このような地域の解消が求められています。
- 水道は、市民の重要なライフラインであるため、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。また、水道施設に被害が発生した場合においても、早期復旧を実現するため、体制の強化を図る必要があります。
- 水道施設の半数以上が完成後30年以上経過しているため、災害・事故時に備えた施設管理を行うとともに、今後も順次耐震診断を実施し、診断結果に基づき計画的な施設の改良を進める必要があります。
- 将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、民営水道のうち、11事業者との統合を計画し、うち7事業者との統合が完了しています。

目標

安心でおいしい水が安定的に供給されるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
		平成21年度	平成26年度		
水質・安定供給・水道料金などを総合的に評価した場合の、満足している使用者の割合	市民満足度調査の「安全でおいしい水の安定供給」に対して「満足」、「おおむね満足」及び「やや満足」と答えた人の割合	86%	87.2%	90%	使用者の満足度が水道事業の目標の達成度を表す指標になり、水道事業への信頼を高めることとなります。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
安全な水道水の確保	水質検査計画に基づき、毎年度水質検査を実施し、安全な水道水を供給するとともに、全国的に問題になっている塩素消毒が効かない生物に対して、発生を想定した対策を検討する。
水道水の安定供給対策の推進	行楽シーズンなど水需要が増大する時期に貯水量の余裕がなくなる地域を解消するため、奥野ダム水源の活用や配水系統の見直しとともに、水道施設の整備を進める。
災害時に迅速に対応できる体制づくり	職員の技術力の向上に取り組み、災害・事故時の応援協力体制を確立する。
災害・事故に備えた施設の管理・耐震化の推進	老朽化した水道施設について優先順位を定め、順次更新する。また、耐震化計画を策定した上で施設の耐震化を進めるとともに、老朽管は耐震性に優れたものに交換する。
持続可能な経営基盤の強化	水道料金の収納率の向上を図り、企業債残高の縮減に向けた経営を推進する。また、水道施設の整備充実や耐震化のため、料金体系の見直しを検討する。
民営水道の統合の推進	未統合となっている4事業者の統合の推進に加え、さらに他の民営水道事業者とも統合に向けて協議を行っていく。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
災害に備えた水の備蓄	防災対策の一環として、市は広報誌等により水の備蓄の必要性を呼びかけ、市民は家庭や職場での生活用水の確保に努める。

施策分野

2-6

ごみ対策の充実

現況と課題

- 循環型社会形成推進のため分別収集を実施していますが、可燃(焼却)ごみの中に資源化できるものが含まれていることから、一層のごみ分別の周知を徹底することが重要です。
- 指定ごみ袋によるごみ処理有料化の実施により、可燃ごみ減量化の効果が現れていますが、更なる減量化を目指した啓発活動が必要です。
- 環境美化センターの焼却炉は更新改良整備事業が平成27年3月に完了したものの、他の一般廃棄物処理施設については、長年の稼働により、老朽化が著しく、改修等の必要性が生じていることから施設の更新改良等を行う必要があります。
- ごみステーションは地域住民の管理により設置されていますが、違反ごみ排出などの迷惑行為の防止に対しては、地域住民と連携し、適正な管理を行っていく必要があります。
- 犯罪行為である家庭用品、家電品、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は周囲の環境なども破壊する行為であるため、パトロールの強化をはじめ、住民との協力により不法投棄されにくい環境づくりの対策が必要です。

目標

ごみの少ない良好な環境を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
		平成21年度	平成26年度		
ごみの排出量	ごみの総収集量	36,020トン	33,981トン	31,789トン	現状のごみ総量は5%の減量目標を達成できた。今後は分別品目を追加し、資源化の推進を図り7.5%の減量を目指す。
リサイクル量	ごみの総収集量に占める資源化量と資源化率 ※括弧内は資源化率	7,634トン (21.19%)	7,014トン (20.64%)	6,926トン (21.79%)	ごみ総量の減少に伴い、資源化量も減少するが、今後プラスチック製容器包装のステーション収集の実施を予定しており、排出環境を整備することにより、資源化率の増加を目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
ごみ分別の更なる推進	「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」に基づくごみ分別を徹底し、事業者の協力も得ながら、ごみの減量を図り、循環型社会の構築を推進する。
ごみ減量のための3Rの推進	廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本に、商品の過剰包装抑制、エコ(マイ)バッグ利用、リサイクル品使用などを、一人一人が心掛けるよう広報やイベントなどを通じ周知する。
一般廃棄物処理施設の整備	安定的、継続的にごみ処理を行うため、施設の適正な維持管理を行うとともに延命化に努める。また、平成5年に供用開始したクリーンセンターの更新改良等に向けて調査・研究を進めていく。
リサイクル環境の整備	※プラスチック製容器包装のステーション収集について、早期の実施を目指すなど、リサイクル環境の整備に努める。また、町内会や子供会などの資源回収団体による資源回収量の増加を図るため、団体の育成などを行う。
不法投棄対策の推進	不法投棄による環境の悪化を防止するため、パトロールを強化するとともに、所轄保健所、警察と連携し、防止対策に取り組む。また、民有地への不法投棄に対しては、管理者へ防止対策などの助言を行う。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域ぐるみによる環境美化活動	市民一人一人が、ごみの分別や減量について日常的に意識するとともに、町内会や各種団体が行う清掃活動に対し、積極的に参加する。市は、市民によるまちの美化活動を推進するため、ごみ袋の提供や収集したごみの回収などの支援を行う。

※プラスチック製容器包装：商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器（ペットボトルを除く。）や包装のことで、商品が使われたり、商品と分離された場合に不要となるもの

施策分野

2-7

環境にやさしいまちづくり

現況と課題

●人が生活し、生産活動を行うことにより、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスが増加し、異常気象の発生や生態系への影響が懸念されています。低炭素社会の構築を図り、緑豊かな地球環境を維持していくため、新エネルギー・省エネルギーの導入に対する支援の実施や、次世代の子どもたちに対する環境教育の充実を図る必要があります。

●森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるとともに、保全と有効利用を図る必要があります。

●愛護動物の飼養者の不適切な飼育により、迷惑を受けている周辺住民との間でトラブルが発生しています。飼養者に対して、愛護動物の適正な飼育について指導を行うとともに、周辺住民についても、人と愛護動物とが共生していくための理解を求めていく必要があります。

●住民の生活環境を阻害する事業活動、個人が発生する騒音・振動・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。行為者に対して、迷惑行為を防止するための指導を行う必要があります。

目標

市民が環境に関心を持ち、人にやさしいまちの創造を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
		平成21年度	平成26年度		
太陽光発電システム設置 件数	市内設置件数 (売電契約件数)	480世帯 (1.38%)	1,317件	2,300件	現状において5年間の倍増目標を達成することができた。今後も啓発活動を続けることにより、対前年度比10%増を目指す。
愛護動物・公害に関する 迷惑行為に寄せられる苦 情件数	市民から市に寄せられ た苦情件数(環境課実 績)	83件	78件	66件	市民の生活環境をより良好なものとするため、苦情件数を5年間で15%減少することを目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
低炭素社会の推進	低炭素社会を推進するため、新エネルギーや省エネルギーを導入する市民や事業者等に対して助言等支援を実施するとともに、低炭素社会推進の重要性や必要性等について、広報や市ホームページ等により広く啓発していく。
森林整備事業の促進	荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により、良好な森林環境を保全し、土砂流出及び洪水を防止するとともに、渇水を緩和させる。
健康で安全な生活環境の確保	犬・ねこの飼育及び騒音・振動・悪臭・野焼き等の問題について、市民・事業者への周知を図るとともに、保健所や警察と連携し、その防止に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
※環境カウンセラー等との協働による地球環境や生活環境の保全を図る啓発活動の実施	環境カウンセラー等との協働による児童、生徒に対する低炭素社会に向けた取組をはじめとした啓発活動を通じ、地球温暖化防止や環境保全に関する市民の意識を高め、問題解決への道筋を探る。
市民参加の森づくり推進	民間との協働により、森林環境を保護するために、杉、ひのきを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。
市民・動物ボランティア・保健所との協働による地域ねこ対策の実施	飼い主のいないねこによる迷惑行為を減少させるため、地域住民等の理解と協力の下、不妊去勢手術などを行うことにより、問題解決を図る。

※環境カウンセラー：環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として、環境省が実施する審査を経て認定されている者

施策分野

2-8

生活排水対策の充実

現況と課題

●川・海等の水質保全や生活環境の向上を図り、快適な市民生活を送るため、汚水や排水の適切な処理が必要不可欠です。このため、必要な環境整備を行うとともに、公共下水道の供用開始区域においては、下水道への接続世帯を増やすことが求められています。

●緩やかに減少する人口や節水機器の普及等により、汚水量は従来見込みより減少する傾向にあります。このことから、従来の下水道施設の整備計画を見直す必要があります。

●市民生活の安心・安全確保を図るためには、適切な汚水処理を行う必要があり、膨大な下水道施設の計画的な維持管理（改築・更新）及び耐震化が求められていますが、多額の事業費が必要となることから、中長期的な経営判断の下に事業を進める必要があります。

●公共下水道事業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、将来にわたり安定したサービスを提供する役割が求められています。このため、経営基盤の強化を図り、収益、資産等を正確に把握することで、経営の効率性及び透明性を向上させることが必要となります。

●公共下水道事業区域外については、合併浄化槽設置補助制度の活用や適切な維持管理の更なる指導徹底を図る必要があります。

目標

生活排水の適正処理や水洗化により、清潔で快適な生活環境を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
環境基準（※河川 BOD・海域 COD）	環境法に基づき静岡県が定めた環境基準点の河川 BOD・海域 COD	平成 21 年度	平成 25 年度	引き続き 達成	（八代田橋） 河川 A（BOD 2mg/ℓ以下） （渚橋） 河川 B（BOD 3mg/ℓ以下） 海域 A（COD 2mg/ℓ以下）
		達成	達成		

※河川 BOD・海域 COD：水の汚れを示す数値。河川・湖沼では BOD、海域では COD を採用し、数値が小さい方がよい。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
下水道施設の整備促進	新たな汚水量等の将来予測に基づき、事業認可計画の見直しを行い、より費用対効果の高い箇所から順次整備に努める。
水洗化の促進	公共下水道及び地域污水处理施設の供用開始区域において、啓発活動を推進し、下水道等への接続世帯の増加に努め、より良い水環境の確保のための水洗化率の向上を目指す。
下水道施設の適正管理	従来の事故発生対応型管理から事前予防型維持管理に転換し、施設の長寿命化を進め、事故の未然防止を図るとともに、経費の節減に努める。また、重要施設については耐震診断に基づく必要な補強を行い、常に安定した污水处理を確保する。
下水道の健全経営（公営企業会計の導入）	一般会計からの繰入金その他下水道事業の経営のあり方を検討し、経費内の明確化と経営の健全化を図るため、公営企業会計の導入を目指す。
適正な浄化槽の継持管理の推進	補助制度の活用による単独浄化槽から合併浄化槽への切替指導や、法令に基づく、水質検査、保守点検、清掃の促進を図るため、県との連携による講習会や立入検査を実施するとともに、広報紙などを活用した啓発活動により、適正な浄化槽の継持管理を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
水環境に対する市民の理解促進	良好な水環境を確保することは、快適な生活環境につながることから、家庭排水の問題について学習し、下水道や浄化槽の役割に対する理解を深めるとともに、公共下水道の利用率の向上に努める。

施策分野

2-9

良好な住環境の整備

現況と課題

●相模トラフや南海トラフでの地震等が予想される中、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。平成 13 年度から T O U K A I - O 事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。

●建築物について、新築・増築等の建設時の設計及び施工不良などによる欠陥や関係法令への不適合等をなくし、安全で良好な住環境等を確保する必要があります。

●既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、アスベストの除去等の対策を行う必要があります。

●市営住宅の入居者の方や、これから入居される方の良好な住環境の整備を確保するため、施設の内装や設備の傷んだ部分の改修を実施することが求められています。また、需要の状況を踏まえ、管理戸数を削減する必要があります。

●人口減少や建築物の老朽化等により、適切な維持管理が行われていない放置された空家等について、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が提起されています。平成 27 年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、地域の実情に応じた空家等に関する対策を総合的に行う必要があります。

目標

建物の安全を確保し、良好な住環境を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
民間住宅の耐震化率	民間住宅で*耐震性のある住宅の割合	平成 20 年 75%	平成 25 年 80%	95%	伊東市耐震改修促進計画による、平成 32 年度に耐震化率 95%を目標とする。
建築基準法による完了検査実施率	年度ごとの建築確認済の建築物に対する完了検査実施件数の割合	平成 21 年度末 75%	平成 26 年度末 93%	100%	建築確認済を取得し、工事が完了した時は完了検査申請を提出し、検査を受ける必要があるため 100%を目標とする。

*耐震性のある住宅：ここでいう「耐震性のある住宅」とは、昭和 56 年 5 月以前に建てた住宅で耐震診断により「耐震性が有り」となった住宅及び耐震補強工事をした住宅、並びに昭和 56 年 6 月以降に建てた住宅をいう。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
民間建築物の耐震化の推進	昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対する補助をすることにより、耐震化を推進する。
建築物の完了検査実施の推進	窓口や電話での建築相談を実施するとともに、建築確認済証交付時には完了検査等を受けるように文書を添付し、啓発を行う。
民間建築物アスベスト対策の推進	民間建築物の吹付けアスベスト含有調査、除去工事、封じ込め及び囲い込み工事に対し補助するとともに、事業に関する普及啓発を実施する。
市営住宅の維持・管理	市営住宅の維持管理を行うとともに、施設の内装や設備の傷んだ部分については、必要に応じ改修を実施する。また、火事や地震等により被害を受けたときは、一時的に使用ができる住宅を確保するなどの環境整備を行う。また、木造住宅や耐震性が劣る住宅については、空家となった場合は、解体するなど計画的に管理戸数を削減する。
空家等に関する施策の実施	空家等の所有者に対し、適正な維持管理の指導や利活用を推進すること等により、空家等の発生防止や増加の抑制に向けた総合的な対策を行うとともに、周辺の景観を著しく阻害し、又は防災上不適切な状態にある建築物に対し、工事費の一部を補助することで、所有者に解体・撤去を促す。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
住環境の安全性の向上	建築物の耐震化の必要性について、普及啓発活動を実施することにより、住環境の安全性の向上に対する市民の意識向上を図る。このことにより、市民と行政が協力して安全な住環境の整備に取り組む。

施策分野

2-10	潤いと活気のあるまちづくり
------	---------------

現況と課題

- 中心市街地のにぎわい創出のため、道路整備等に取り組んでいますが、商店街の衰退や若者の郊外移住等により、定住人口の減少やにぎわいの喪失など中心市街地の空洞化が進んでおり、にぎわいを取り戻すための活性化策が必要です。
- 自然公園法による規制や、市内各種団体による良好な景観形成・保全活動等により、伊東八景を始めとする恵まれた自然環境と調和した快適なまちづくりに取り組んでいます。しかしながら、幹線道路沿いに乱立する看板や、景観への配慮に欠ける建築物等により、自然景観や街並み景観が阻害されている箇所も見受けられ、良好な景観を維持するための改善策が求められます。
- 中心市街地を活性化していくためには、市民や多くの観光客が利用する本市の玄関口である伊東駅前地区の整備が重点取組の一つですが、駅前広場周辺は電車の発着時間前後を中心に、車や歩行者で混雑し、市民や観光客が憩える空間となっておりません。このため、伊東駅前地区を安全・安心で観光地にふさわしいにぎわいのある空間として整備することが求められています。
- ※用途地域内では、建物用途の制限を設けることで適正な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成や商業地としての利便性向上を図っています。しかし、用途地域が定められていない地域では、一部において無秩序な開発による市街化の進行が見られ、自然環境が損なわれる原因ともなっています。
- 伊東市當天城霊園は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画に位置付けられた霊園であり、市民の憩いの場として広く市民が散策に訪れる緑地公園として霊園整備に取り組んできました。しかしながら核家族化の進行による無縁墳墓の増加や葬送等に対する市民の意識の多様化に伴い、墓地継承者が不在などの市民需要に対応するため、墓地附帯設備として新たに納骨堂、合葬塚の建設が求められています。

目標

地域特性をいかした安全で快適な市街地を形成するとともに、良好な街並み景観を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状		目標値	目標値の考え方
		(H22) 平成21年度	(H27) 平成26年度	(H32)	
本市の景観が好ましいと感じる市民の割合	本市の景観に関する市民意向調査の「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に対し、「満足」「おおむね満足」「やや満足」と答えた人の割合	51%	56%	64%	「不満」「かなり不満」「やや不満」と答えた人の2割が平成32年には、「満足」「おおむね満足」「やや満足」と感じるように景観を向上させる。

※用途地域：地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地形成を図る地域

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
中心市街地の活性化の推進	温泉街の情緒やにぎわいを再生し、観光地として個性的な景観の維持保全を図るため、温泉文化の拠点づくりや商店街の魅力づくりを進めることにより、市民の憩いの場の創出と観光交流人口の増加を図る。
自然環境をいかした憩いの場の整備	市民や観光客の安らぎと憩いの場所として、公園や緑地などの整備を図る。併せて郊外においても、自然環境をいかした憩いの場を整備し活用する。
個性的で魅力あふれる景観の形成と保全	温泉街の雰囲気や恵まれた自然等、本市の特性をいかした良好な景観の形成と保全を推進する。
伊東駅周辺地区のにぎわいの演出	本市の玄関口としての利便性の向上やにぎわいの創出のため、再開発事業等により伊東駅前広場や駅前地区を整備する。
土地利用の健全化	用途地域の範囲や分類の見直しにより、地域特性に合わせた制限を設け、乱開発の抑制や秩序ある土地利用を図る。
伊東市営霊園の整備推進	新たに納骨堂、合葬塚の建設を行うためには都市計画事業として県の事業変更認可が必要となるので、市民要望の実現のため、県との協議を進めていく。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民との協働による中心市街地活性化の促進	官・民が役割分担により、それぞれが得意分野を担って力を発揮できるよう、話し合いの場となるまちづくりに関する協議会等を設けることにより、若者から高齢者までの世代との協働活動を進めていく。

施策分野

2-11

公共交通体系の充実

現況と課題

●少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの普及などにより公共交通利用者は年々減少し、路線バスのほとんどが赤字路線となっています。不採算路線からの撤退や運行頻度の減少が進み、利便性が低下していますが、高齢者などの交通弱者が増えていることから、日常生活に密着して利用される生活路線バスの維持は、今後ますます重要になります。

●本市と周辺市町を結ぶ陸路は、山間部や海沿いの斜面を通るルートのみであり、地震や大雨・台風等の影響により、頻繁に道路の通行止めや鉄道の運転休止が発生しています。このことから、今後発生が予想される南海トラフや相模トラフ地震に対し、緊急避難路や緊急輸送路の確保が喫緊の課題となっています。

目標

便利で災害に強い公共交通体系の充実を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
生活路線バスの年間乗車人員	生活路線バス運行事業	238,290人	平成26年度	215,000人	生活路線バスの維持
			215,000人		

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
地域公共交通の利便性向上・安全性確保	事業者と協力して、バス路線の見直しやダイヤ改正を行い、利用者のニーズに合ったバス路線の確立を図るとともに、利用が少ない路線については、デマンド交通などの新交通システムを検討する。また、鉄道事業者に対し、乗り継ぎの改善など、利便性向上の要望を行うとともに、国・県・事業者と協調し、公共交通のバリアフリー化や安全性向上事業などへの支援を実施する。
緊急避難路や輸送路の確保のための港湾整備の推進	ぜい弱な陸路以外の交通手段として、海路による災害時等の緊急避難路や輸送路の確保を目指し、港湾整備を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域の実情に応じた公共交通の検討	地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、利用者の利便を向上させるため、地域住民・利用者・事業者・行政が一体となって、地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討する。

施策分野

2-12

道路環境の整備

現況と課題

- 道路は市民生活に不可欠であり、また、観光スポットを結ぶ重要なインフラです。本市では、道路網の整備を進めていますが、観光シーズンには車が集中し、市内各所で渋滞が発生しているため、渋滞の緩和対策が求められています。
- 道路面の破損等により車両の損傷事故が発生しないよう、道路パトロールの実施等、安全な道路環境の整備を続けていく必要があります。また、橋りょう等道路施設についても、老朽化が進んでいるため、対策が必要です。
- 生活道路については、現在、消防車等緊急車両が進入できるよう整備を実施していますが、市民の利用状況に応じて狭小な市道の拡幅を進める必要があります。
- 本市では、道路改良工事等において、歩道のバリアフリー化を行っていますが、高齢社会に対応した歩行者中心の、より安全な道路整備を続けていく必要があります。

目標

円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
道路整備について満足している市民の割合	市民満足度調査の「道路環境の整備」で「満足」、「おおむね満足」及び「やや満足」と答えた人の割合	平成21年度 12.60%	平成26年度 46.80%	51.80%	10年で10%の向上を目指す。 ※5年で5%の向上を目指す。
幹線市道の整備率	(整備済幹線市道の延長) ÷ (幹線市道の総延長) × 100	平成20年度 87.70%	平成26年度 93.80%	96.30%	10年で5%の向上を目指す。 ※5年で2.5%の向上を目指す。 (過去10年の実績による)

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
円滑な道路環境の整備	国・県道と幹線市道を計画的に結び、交通の流れが円滑になるよう道路網を整備する。
安全・安心な道路環境の整備	路面の破損箇所や老朽化した橋りょう等の道路施設については、道路パトロール等により早期発見、早期補修に努め、老朽化が広範囲の補修については、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕を行う。また、生活道路については消防車等緊急車両が進入できるよう拡幅整備するとともに、カラー舗装等で歩行者が安心して歩けるスペースを確保する。
快適な道路環境の整備	道路を快適に利用できるよう、歩道のバリアフリー化を促進する。また、市内の道路を常に良好な状態に保つため、県と連携して計画的な道路除草を行う。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民と市との協働による道路の維持管理	市民と市との協働により道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度（アダプトシステム）実施要綱」及び「伊東市道路愛護推進事業補助金交付要綱」を活用し、積極的に市民の道路環境美化活動への参加を促進する。また、本活動を通じ日頃から市民が道路に興味をもつことで、異変等をいち早く察知し、道路の早期補修を図る。

施策分野

3-1	教育環境の整備
-----	---------

現況と課題

●出生率の低下により、小学校児童数は、昭和54年度の7,422人をピークに減少が続き、平成27年度はピーク時の39.5%の2,931人、中学校生徒数は、昭和57年度3,696人をピークに減少が進み、平成27年度はピーク時の45.7%の1,689人にまで減少しており、今後更なる減少が想定されることから、学校統合等の適否を速やかに検討する必要が生じています。

●小中学校の校舎や体育館は、児童生徒が学習する施設としてだけでなく、広域避難場所ともなっています。大地震の発生が予想される中、本市ではこれまで耐震工事を積極的に進めてきたため、全ての学校施設において国が求める耐震性を確保しています。今後は、非構造部材の耐震化や各学校施設の老朽化対策が必要となっています。

●学校給食センターの建設により、長年の懸案であった市内全ての小中学校で給食が実施されます。一方で、食物アレルギーを持つ児童生徒が全国的にも増加傾向にある中で、大量調理の給食センターや施設の老朽化が著しい学校の給食室において、引き続き安全安心な給食を提供できる体制づくりが必要となっています。

●学習指導要領ではパソコンを活用した情報教育の充実を求めており、パソコン教室、特別教室等への教育用パソコンの配置とともに、普通教室における生徒及び教師用のタブレットPC、投影装置並びに校内LANの整備が必要となっています。

目標

児童・生徒が学習しやすいまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
学校規模の標準を下回る学校について、学校統合等により適正規模に近づけることの適否	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(平成27年1月文部科学省策定)に学校規模の標準とその対応が示されている。	—	平成27年度 検討組織の設立	取組方針の策定	特に平成27年度時点で6学級となっている小学校4校について、手引では「適否を速やかに検討する必要がある」としている。
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(毎年5月1日に実施する学校基本調査)	平成22年度末 12.0人	平成26年度末 7.7人	3.6人	国の「第2期教育振興基本計画」による数値

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
少子化や地域の特性に対応した活力ある学校づくりの検討	教育効果を維持・改善するため、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況等のほか、地域が抱える課題なども踏まえ、学区の再編や学校の統廃合などにより適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する。
学校施設の環境整備及び老朽化対策	窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付など、非構造部材の耐震化とともに、トイレの環境整備や校舎の雨漏り等の老朽化対策が必要な箇所の計画的改修などにより、安全で良好な教育環境を確保する。
学校給食センターを最大限に活用した食育と地産地消の推進	学校給食センター内の研修機能を最大限に活用し、アレルギー対応や感染症対策等に係る給食関係者の資質向上を図るとともに、児童生徒の食育を推進する。また、児童生徒が地元食材に親しみ、理解を深めるための献立の工夫に努める。
※ ICT教育環境整備の充実	タブレットパソコンの導入や校内 LAN などの情報環境整備を進め、特別教室と普通教室においてもパソコンやインターネットを使用して学習できるような環境を整え、学校全体の情報環境整備を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
保護者と地域の方たちとの協働による教育環境の整備	保護者と学校が共に行う奉仕作業による施設整備を進めるとともに、地区懇談会、学校評議員等からの意見・提案を教育環境整備にいかしていく。

※ ICT・・・情報通信技術 (Information and Communication Technology)

施策分野

3-2	教育の充実（幼稚園）
-----	------------

現況と課題

- 本市は、市内各地域に公立幼稚園が13園あり、海や山、川などの恵まれた自然環境や、その地域の人や文化、行事などを活用して、地域に根ざした特色ある園経営がされています。地域ごとに幼稚園があることで、園生活を送ってきた友達と卒園後も一緒に不安なく就学することができます。また、私立幼稚園2園では、それぞれ特徴ある幼児教育を行っています。
- 人口減少や核家族化、地域社会のつながりの希薄化に伴い、地域内で子育てを支える環境づくりが必要となっており、幼稚園において、子育てに対する相談を行うことや、保護者同士の交流の場として利用されることが期待されています。また、集団生活に適合できない子どもが増えているため、子どもの成長状況や発達度合いなどについて、保護者への精神的なフォローや子どもに対する個別の支援をする取組が求められています。
- 近年の少子化の影響により、入園児が減少し、教育上望ましい集団活動を維持しながらの幼稚園運営が難しくなっている園があります。
- 幼児教育においても保護者の就労や多様化するニーズに応えるため、公立幼稚園において新たなサービスを展開していく必要があります。
- 保護者の就労状況にかかわらず、質の高い教育・保育の提供を行うため、幼保の連携を見据えた幼保職員相互交流などの取組が必要とされています。
- 本市においても認可保育園は待機児童が増加し、幼稚園は集団が小規模化している現状があり、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援も不足しています。質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消のための保育の量的拡大、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、就学前の子どもに幼児教育や保育を一体的に行い、また、子育て支援をより一層充実させるために、保幼が連携する施設の整備が求められます。

目標

どの子ども夢を持ち、のびのびと活動する園のあるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
幼稚園が楽しいと思う子どもの割合	幼稚園評価 実施：各年度2学期末 対象：保護者 項目：「お子さんは幼稚園に行くのを楽しみにしていますか」 指標基準：上記質問に対して、「Aはい」、「Bどちらかといえばはい」と答えた方の割合	平成21年度	平成26年度	100%	文部科学省が示す「幼稚園における学校評価ガイドライン」に基づき、毎年度実施し、5年後に100%を目指します。
		97.9%	99%		

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
幼稚園教育の充実	地域の特色を取り入れた教育計画に基づき、小学校との交流活動を進める。また、教育の質の向上のため、職員の各種研修会の参加や、幼稚園の相互訪問の実施などを更に充実させる。
子育てニーズに応じた幼保連携の推進	保護者の多様化するニーズに対応するため、公立幼稚園における預かり保育を実施する。また、保育園と幼稚園それぞれの特色を合わせ持つ施設の整備の検討や、保育所との交流も含め、質の高い教育・保育の提供を行う。
認定こども園（保幼一体化施設）の整備や就学に向けた保幼連携の推進	待機児童の解消や質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うため、認定こども園や保幼一体化施設の整備を検討し、幼稚園との交流も含め、就学に向け一貫した保育を推進する。
保護者とともに子どもの育ちを支える支援の推進	子育て相談窓口を設置するとともに保護者同士の交流の機会を提供する場の確保を図る。また、個々の成長発達や集団生活の適合性に応じた支援を行う。
集団保育を実施するための環境整備	同園内での異年齢児の交流や、他園との交流により、集団保育を実施する。また、教育上望ましい集団活動の維持が難しい小規模園のあり方については、市立幼稚園全体の状況を見ながら、統廃合を含め検討する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域行事、園行事を通しての地域住民との相互交流	生まれ育った地域の一員として、地域行事と幼稚園行事との相互交流を図ることにより、地域で子どもを育てていく。
幼稚園外部評価委員会	地域住民、保護者、学校関係者等からなる評価委員会による幼稚園運営の評価を実施する。

施策分野

3-3

教育の充実（小・中学校）

現況と課題

- 子どもたちが「生きる力」を身につけることが求められているため、知・徳・体をバランスよく育成することが重要です。
- 総体的には学年に応じた学習内容は身につけていますが、学習意欲の低下や学力の二極化が課題となっている状況を踏まえ、子どもが学びの楽しさを実感し、知識や技能が確実に定着する授業の充実が必要です。
- 価値観の多様化や生活環境・生活様式が変化する中で、心身ともに健康な子どもの育成が求められる状況から、社会性を身に付け、規範意識や思いやりの気持ちを育てるための心の教育が重要です。また、基本的な生活習慣の定着や体力の育成とともに、緊急時に適切に対応する力を育むことも必要です。
- 学校と地域社会との連携の必要性が認識され、様々な取組が実施されていますが、本市の将来を担う子どもたちの育成のために、さらなる連携や交流が求められています。
- 日々の生活や学習に「困り感」のある子どもたちの在籍率が高い傾向にあることから、子ども一人一人の個性や特性を大切にしたい教育的支援の充実が求められています。

目標

子どもたちの夢や希望を育む学校のあるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
学校が楽しいと思う子どもの割合	学校評価(小・中学校) 実施：各年度1学期末 対象：児童・生徒	平成22年度	平成26年度	<小学校> 95%	子どもたち一人一人を大切に、 どの子も生き生きと活動する学校 を目指す。 子ども・保護者対象の学校評価に おける回答状況から、学校教育の 充実度を測る。
		<小学校> 88.8%	<小学校> 90.6%		
	平成22年度	平成26年度	<中学校> 90%		
	<中学校> 76%	<中学校> 82.0%			

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
「学びを楽しむ力」の育成	子どもの主体性や学ぶ意欲を育む楽しい授業の実現に努める。また、学習のルールやマナー、基礎的・基本的な知識と技能を身につけさせるとともに、適切な学習習慣の定着を図る。
「人として備えたい力」の育成	社会性や規範意識を確実に定着させるとともに、自己肯定感を高め、思いやりの心の醸成に努める。
「命を守る力」の育成	基本的な生活習慣の定着や主体的に運動に取り組む力の育成を図るとともに、災害等の緊急時に適切に対応できる力を身に付けさせる。
地域社会との連携推進	学校の情報を積極的に発信し、子どもたちの校内外の活動を公表するとともに、地域の活動への参加に努める。また、地域や外部人材との交流を推進し、成果や課題の共有化に努める。
教育的支援体制の充実	子どもを支える支援員の配置や教育相談室・適応指導教室等の運営の充実を図ることで、子どもたち一人一人に応じた教育的支援に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
学校行事への積極的な参加	学校行事やPTA活動等において、保護者や地域の方に積極的に情報を発信し、協働して教育の充実を図る。

施策分野

3—4

生涯学習活動の推進

現況と課題

- 生涯学習の理念である自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切にかすことができる社会を実現するため、市民一人一人が生涯を通じて学習することが求められています。
- 市民の生涯学習活動の機会を充実するため、本市では、毎年度市民大学、いでゆ大学、楽しく学ぶ子育て講座等を開講し、あらゆる世代に対応した様々な講座を開設しています。その中でもパソコン講座は市民の関心の高い講座となっています。今後も、受講者の満足度の向上を目指し、講座内容の充実を図るとともに、より市民ニーズに対応した講座を開設し、生涯学習機会を増やしていく必要があります。
- 生涯学習の場として、本市には中央会館、ひぐらし会館の他に市内各地に3つの生涯学習センターと4つのコミュニティセンターを有し、身近な地域でいつでもどこでも活動できる環境が整備されており、現在、これらの施設を中心に市民自ら活発な生涯学習活動が行われています。
- 市民への生涯学習の情報提供の拠点である図書館では、市民のニーズに応じた特集コーナーを設置するなど、情報発信に努めているほか、郊外の市民向けに移動図書館を運営するなど、機能の充実を図っています。図書館スペースが十分でなく、多くの本が閉架書庫に収蔵（約60%）されているのが現状ですが、今後も図書の充実を図るとともに、市民に対して更なる情報提供に努め、より市民が利用しやすい図書館の運営を図ることが重要です。

目標

市民が生涯を通じていつでもどこでも快適に学習できるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市民1人当たりの生涯学習活動の参加回数	生涯学習センター及びコミュニティセンターで実施した生涯学習活動の年間参加者延べ人数/伊東市人口	平成21年度 2.09回	平成26年度 2.23回	3.12回	参加者の4割増加を目指す。
市民1人当たり図書貸出し冊数	移動図書館を含む市立図書館での年間の図書貸出し冊数	平成21年度 2.86冊	平成26年度 3.10冊	5.90冊	5年で現在の県内平均まで高めるよう設定

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
生涯学習機会の提供	市民の要望に応じた学習の機会を提供するため、生涯学習センター等を活用した学習講座や教室などを開設するとともに、学習成果の発表の場を設けるなど、市民の学習意欲の啓発を図る。また、市内の活動サークルや指導者リストを紹介する情報誌を配布し、市民がいつでも、どこでも、いつまでも生涯にわたって学習できる機会を提供する。地域住民の生涯学習活動等を積極的に推進する拠点施設である生涯学習センター3施設やコミュニティセンター4施設と連携を図り、地域の実情に合わせた各種事業の拡充や誰でも参加できるサークル等の活動支援に努め、生涯学習機会の充実を図る。
市民の自主的生涯学習活動の推進	市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたって学べるよう生涯学習に係る情報の収集・提供や指導者リストの整備拡充に努めるとともに、生涯学習センター等の学習拠点施設の整備充実を図る。
図書館機能の充実	情報提供拠点施設として、図書資料の充実やインターネット蔵書公開システムにより、市民の利便を図るとともに、新図書館の建設について調査、研究を進めていく。また、郊外に住む市民のために移動図書館の内容を充実させ、図書館サービスの拡充に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
自主的な生涯学習活動の広がり	講座参加者による自主的な新たなサークル活動の開始や既存サークルへの参加により、市民による生涯学習活動の広がりを進める。

施策分野

3—5

市民スポーツ活動の支援

現況と課題

●少子高齢化が進む中、スポーツは市民が生涯にわたり健康な生活を送る上で様々な効果があることから、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことが重要です。

●「市民一人スポーツ」を目指し、体育協会との共催によるオレンジビーチマラソン、伊東駅伝等のスポーツ大会等の開催や、各地域の体育振興会と連携を図り、区民体育祭などの地域スポーツの振興に努めています。今後も、市民が気軽に参加できるスポーツによる健康づくりを推進していくとともに、ニュースポーツ等の実技指導を行う中で、生涯スポーツを更に充実していく必要があります。

●市民体育センターや市民運動場、大原武道場等の社会体育施設に指定管理者制度を導入し、きめ細やかな市民サービスの向上に努めるとともに、市内の小・中学校の体育施設を市民に開放して、スポーツの振興を図っています。また、これらの社会体育施設を管理するとともに、バリアフリー化を進め、誰でも気軽にスポーツができる環境を整える必要があります。

●各種スポーツの底上げを図るため、選手育成の支援や指導者養成の支援を進めるとともに、住民が主体となって運営していく「※総合型地域スポーツクラブ」の育成を行う必要があります。

目標

市民が気軽に快適にスポーツができるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H2 2)	現状 (H2 7)	目標値 (H3 2)	目標値の考え方
スポーツ施設の年間利用者数	市民体育センター、市民運動場、かどの球場、大原武道場、学校開放屋内運動場・屋外運動場・夜間照明施設の年間利用者数	平成 21 年度 312,528 人	平成 26 年度 311,371 人	33 万人	利用者の毎年 1% 増の増加を目指す。

※総合型地域スポーツクラブ：学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、だれもが年齢、興味、関心、体力、技術、技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多種目にわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
スポーツ指導者の養成	市民誰もが健康的にスポーツを楽しむことができるよう、年齢やレベルに応じた指導ができる指導者を養成するため、県やスポーツ団体等が行う技術指導、安全管理等に係る指導者研修会への参加を図る。また、体育に関する専門的技術的指導のできるスポーツ推進委員の充実に努める。
スポーツ大会や教室の実施	スポーツ活動の促進と市民のスポーツの実践の場として、按針祭協賛市民スポーツ祭、伊東市スポーツ祭、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝等、各種スポーツ大会を実施するとともに、生涯スポーツの選択肢を広げるため、教室等の開催を各種スポーツ団体に働きかける。
スポーツ環境の整備	既存体育施設の整備計画を立てる中で、老朽施設の改修やバリアフリー化を順次進め、誰もが利用しやすい環境の整備に努めるとともに、総合体育館の建設については、調査・研究を進めていく。また、地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する総合型地域スポーツクラブの育成に向けた取組を支援していく。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
スポーツ活動への参加	各地区の体育振興会と連携を密にし、地域住民の体力増進とコミュニティ意識の向上のために、区民体育祭を奨励及び支援する。市民団体や企業等と連携を図る中で、スポーツ推進委員による健康づくりを取り入れた生涯スポーツの普及に努める。

施策分野

3—6

歴史、芸術文化の振興

現況と課題

●本市には、恵まれた自然環境がもたらす天然記念物が多くあり、古くから人が暮らしてきた歴史があります。また、各地域には特色ある伝統芸能が多く存在し、市民により伝承されてきましたが、少子化や家族のライフスタイルの変化に伴い、担い手を将来にわたり確保することが困難となっています。

●文化財は私たちに残された貴重な歴史遺産であり、保護・保存し、後世に伝えていくことで、多くの市民が郷土に対する愛着を忘れないものとなります。このため、これらの歴史遺産の保護・保存のために、文化財講座などを通じ、文化財に親しむ機会を拡充し、文化財愛護の精神を育てる必要があります。

●文化財管理センターでの歴史遺産の公開や木下空太郎記念館における郷土の偉人木下空太郎の業績の紹介、また、市史講座や講演会の開催により、市民の学習機会を提供しており、今後も市民に対し、郷土の歴史や文化の情報を発信していく必要があります。

●市民による観光ガイド・伊東自然歴史案内人会は、本市の豊かな自然、歴史、文化等の案内を行い、市民と観光客の交流を進めています。また、地域の文化財を守るNPO等の市民団体も精力的に活動しています。今後も、歴史や文化の振興には市民団体等との連携を更に強化していく必要があります。

●伊東市文化協会におよそ100の団体が加盟しており、さらに協会に参加していない個人・グループも合わせ、多くの市民が日頃から芸術文化活動を実践しています。活動の発表の場として、市は芸術祭を開催し文化意識の向上に努めておりますが、市民ニーズへの対応を図る中で、芸術活動団体同士の連携も見据え、今後も一層の芸術文化活動の支援が必要とされています。

目標

市民が歴史、芸術文化に触れ、関わることを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
歴史文化に触れた人数	空太郎記念館入館者数、文化財管理センター入館者数、体験講座、市史講座、講演会の参加者数	平成21年度 10,567人	平成26年度 11,587人	15,000人	入館者、参加者の3割の増加を目標とする
芸術文化に触れた人数	芸術祭への出演・出品人数 芸術祭の観客人数	平成21年度 1,238人 8,633人	平成26年度 1,814人 11,215人	2,180人 13,500人	参加者の2割の増加を目標とする

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
歴史、芸術文化に触れる機会の創出	「市民一人一文化」を目標に、市芸術祭や文化講演会などを開催するほか、演奏会や演劇、展示会などの開催誘致を図り、市民が優れた芸術、文化に触れる機会の創出に努める。また、市民が文化財に愛着を持ち、身近に接することができるよう、文化財講座や古代体験学習などを通じ、文化財に親しむ機会の拡充を図る。
歴史文化情報の発信	伊東市史関連書籍の刊行や、インターネットによる歴史情報発信を充実し、市民の郷土に対する理解を深めるとともに、先人の遺産を市民共有の財産として後世に伝える。
芸術文化活動の支援	市民の自主文化活動を支援するため、各種文化団体を包括する文化協会の活動を援助し、その育成に努めるとともに、姉妹都市を始め、芸術文化の先進地と民間レベルの人的交流を推進する。また、市民団体等が行う芸術文化活動に対し、市民の文化の向上に寄与すると考えられる事業に対して積極的に支援する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
文化や文化財を愛護する市民や市民団体との連携	市民は、本市に所在する文化財等の適正な保存活動に対し、積極的に参加する。市は、自然歴史案内人会や市民団体等と連携を図り、市民が活動に参加しやすい環境づくりを推進する。

施策分野

3-7

国際交流の推進

現況と課題

- 市民と外国人が気軽に触れ合うことができる場を提供するなど、外国人と楽しく共生できる地域社会を形成していく上で、地域における国際交流を活発に推進していくことが重要です。
- 外国人住民が市民と共に安心して快適に暮らすことができる環境を実現するため、様々な情報発信や事業展開を図り、日常生活の利便性を向上させる必要があります。
- 本市では、国際交流推進の観点や国際化の進展に対応するため、イギリスのメドウェイ市及びイタリアのリエティ市との友好都市提携やアゼルバイジャン共和国イスマイリ州との友好交流都市提携など、教育文化を中心とした交流を進めています。
- 国際交流事業を推進するため、伊東国際交流協会を中心に活動を展開していますが、大部分がボランティアスタッフによって支えられていることから、会員の増加を図り、伊東国際交流協会の組織運営を充実させる必要があります。
- 観光立市であり、外国人観光客誘致に力を入れている本市では、各地域で日頃から外国人との交流が見られることから、この地域的な特殊性を踏まえ、外国人にも分け隔てなく、全ての来訪者をおもてなしの心で迎え入れることは重要であり、この点からも市民の異文化理解と外国人との交流を図っていくことが必要です。

目標

身近な所で異文化交流が楽しめるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
国際交流に関する体験や行事に参加した市民の割合	市民満足度調査の「あなたは国際交流に関する体験や行事に参加したことがありますか。」に対し、「よく参加している」又は「参加したことがある」と回答した人の割合	平成21年度 13.5%	平成26年度 11.4%	16.4%	参加したことはないが、機会があれば参加したいと回答した割合が47.8%であることを踏まえ、5年間でこのうちの約1割(5%)を増加させる目標値を設定

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
国際交流事業の推進	伊東国際交流協会と連携して、国際交流フェスタやリエティフェアなどのイベントを開催することにより、市民と外国人との交流の場を提供し国際交流を推進するとともに、国際交流協会の会員の増加に努めることにより、協会の組織運営の充実を図る。また、友好都市との交換留学生事業を通じ、市民レベルの交流を推進する。
外国人住民の日常生活環境の支援	伊東国際交流協会と連携して、外国人住民向けの地元ケーブルテレビ放映や外国人住民相談、日本語教室等を実施することにより、日常生活のサポートを図る。
国際理解の啓発	伊東国際交流協会と連携して、異文化理解講座や外国語講座、外国料理教室を実施することにより、市民の国際理解を深める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民参加による国際交流イベントの実施	市は伊東国際交流協会との共催により、魅力的で多彩な内容の国際交流イベント等を開催し、市民はイベントの運営にも関わるなど、積極的にイベントに参加する。

施策分野

3—8

青少年の健全な育成

現況と課題

●青少年の健全育成において、家庭は基盤であり、地域における生活環境も重要な役割を担っています。しかし、社会環境や価値観の変化により家族間や地域でのコミュニケーションが薄れてきていることから、地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わり、コミュニケーションを図るための手段として有効な声かけやあいさつの取組を通じて、「地域の子どもは地域みんなで育てる」意識を育む必要があります。

●青少年の補導については、各地域及び関係機関から選任された補導員が、地区ごとに街頭補導や店舗に対し青少年への有害図書類等の販売や貸付けを行わないよう指導することで、非行の早期発見に努めています。しかしながら、有害図書類を扱う深夜営業店の増加に加え、昨今では、インターネット配信による有害情報の提供など、青少年を取り巻く環境は必ずしも良好とはいえない状況にあることから、行政と地域が更なる連携を深め対処することが必要不可欠です。

●各地区にある青少年育成会議では、子どもと地域のコミュニケーションを活発化させ、郷土への関心や愛着などを育むことを目的に地域の特色をいかした活動を行っていますが、少子化や核家族化の進行により住民の地域への参加意欲が薄れ、活動が消極的になっている地区が増えてきていることから、地域での活動の活性化が必要とされています。

●市内の小学生が郷土の文化や史跡、恵まれた自然に触れる機会や、伝統行事や奉仕活動への積極的な参加を通して、グループ活動の楽しさを効果的に学習し、豊かな心とたくましい身体を作ることが必要です。また、中学生・高校生は今後の本市を担う若い力であることから、指導者研修会やボランティア活動等の学習の機会を増やし、リーダーとしての資質の向上を図っていく必要があります。

目標

豊かな人間性、社会性を身につけた青少年が健やかに育つまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状	現状	目標値	目標値の考え方
		(H22)	(H27)	(H32)	
あいさつ運動賛同者数	あいさつ運動に賛同する市民	平成21年度末	平成26年度末	21,000人	伊東市民の3割の賛同を目指す。 (県が行っている声かけ運動は大人の1割、30万人を目標)
		13,100人	16,588人		

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
声かけ・あいさつ運動の推進	あいさつは地域や社会のコミュニケーションの基本であることから、学校や事業所、地域と連携を図り、全市的なあいさつ運動を展開する。また、標語コンクール等を実施し、市民があいさつの良さについて考え、表現することで、あいさつの声が響き合うまちづくりを進める。
非行防止体制の強化	青少年を非行から守り、犯罪の被害者や加害者にならないために、補導員を始め、地域住民による補導や見守りの活動を推進するとともに、警察等関係機関と協力・連携し、青少年を非行から守る体制を強化する。
地区青少年健全育成活動の活発化	情報交換会など、地区活動の参考となるような意見交換の場を提供し、青少年健全育成活動の活性化を図る。
次世代を担うリーダーの育成	「小学生の船」などの体験学習の機会の拡大や受入体制の整備、充実に努めるとともに、「夢チャレンジくらぶ」により年少者を指導育成する中高生の能力を育みます。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域の青少年声かけ活動の推進	地域の大人が青少年に関心を持ち、「もっと大人が青少年にかかわろう」を合言葉に、市民総ぐるみの声かけ運動に発展させるための体制を整備する。

施策分野

4-1

観光の振興

現況と課題

●本市は、自然、歴史、文化、温泉等の地域資源に恵まれていることから、観光関連団体等と連携して、それら資源を活用した事業に取り組んでいますが、観光地としての魅力向上のため、伊東八景を核に更なる地域資源の掘り起こしと磨き上げが求められています。

●本市は、観光ガイドを養成し、観光の街として、おもてなしの向上に努めていますが、今後は、観光ガイドや観光関係者はもとより小・中・高校生をはじめとした市民一人一人がおもてなしの心を持って観光客に接することが必要です。

●国による観光立国実現に向けた環境整備の推進、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催、アジア地域の経済成長による所得の向上などを背景に、今後、東アジア圏を中心に多くの訪日旅行者の増加が見込まれます。そのため、県や伊東市インバウンド推進協議会などの観光関連団体と連携した積極的なプロモーション活動や受入体制の整備等を行うことが必要です。

●ICT（情報通信技術）の発達により、時間と場所を選ばずに情報を得ることができ、また、旅行形態も団体旅行から個人・グループ旅行にシフトしている中、観光客の求める情報は多様化していることから、常に現状を分析した上で観光客のニーズに沿った情報を発信していくことが求められています。

●市内には、地域の特色をいかした観光施設が数多くありますが、観光地としての更なる魅力向上のためには、施設サービスの向上を図るとともに、自然や景観等、地域の魅力をいかして観光施設の付加価値を高めることが必要です。

目標

多くの人を訪れ、満足していただける感動（観光）都市を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
観光客数	切符乗車による鉄道の利用者、自家用車の通過台数等に一定の率をかけ、算出。	平成 22 年 653 万人	平成 26 年 628 万人	700 万人	観光振興策を通じて、魅力ある観光地づくりを推進し、来遊客数の増加につなげる。
観光客の満足度	1,700人を対象に年4回実施する伊東温泉観光客実態調査による伊東温泉の満足度	平成 22 年 11 月 72%	平成 26 年 73%	100%	伊東市を訪れた全ての観光客が、心身共に満足していただくことを目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進	観光基本計画に基づき、観光関連団体等と連携して、温泉の付加価値を高めるとともに、伊東八景の更なる磨き上げ、地域資源をいかした観光プログラムやサービスの充実によって魅力ある選ばれる観光地を目指す。
おもてなしの心の育成と交流の推進	伊東自然歴史案内人会をはじめとした観光ガイドの育成に努め、その活動を支援するとともに、教育の場においても、伊東八景を核とした地域資源について学ぶ機会を設けるなど「おもてなし人材」の育成を推進する。
外国人観光客の誘客推進	県、美しい伊豆創造センターや伊東市インバウンド推進協議会などの観光関連団体と連携し、外国人観光客向け各種プロモーション活動などを積極的に行うとともに、おもてなし意識の向上や多言語併記の観光案内看板の充実、無料公衆無線LANの設置等受入体制の整備を図る。
観光ニーズに対応した情報の発信	ICT（情報通信技術）の普及により、ホームページやインターネットに加えSNSを有効に活用するなど、観光客のニーズに沿った情報を効率的、効果的に発信する。
観光施設の高付加価値化	市民や観光客が観光施設を快適に利用できるよう、施設のサービスの向上を図るとともに、自然環境や景観等と調和した施設の整備に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
市民のイベントボランティアへの参加	市民が年間を通して開催されるイベント運営に参加するとともに、イベント終了後は、協働で事業の検証を行う。
第一次産業と連携した観光の振興	地元食材を使用したご当地グルメや郷土料理等の創出、旅館・ホテルでの地元食材を使用した料理の提供、体験農園やオーナー制の導入、教育旅行における体験プログラム等の実施等、民間と協働した地産地消を推進する。

施策分野

4-2

健康保養地づくりの推進

現況と課題

●本市は、豊かな自然や豊富な温泉などを活用して、ウェルネスの視点でまちづくりを進め、ファルマバレープロジェクトにも盛り込まれている健康保養地づくり事業を進めています。今後も観光都市としての魅力向上のため、健康保養地づくり事業のメニューを充実していくことが重要です。

●いつまでも健康で、より良く、より充実した人生を生き「健康寿命（お達者度）」を延ばすには、市民一人一人が人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防・歯科口腔衛生を行うことが必要不可欠です。本市の強みである豊富な温泉や豊かな自然を利用した、健康保養地づくり事業を通して、今後も一層、市民一人一人の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践できる環境づくりが求められています。（「1-2 健康づくり支援」より）

●人々の志向の多様化や、観光地間競争の激化の中で、観光客のニーズに合った特色ある観光地としていくために、温暖な気候、温泉や自然、地域の食材などの地域資源をいかした魅力の向上を図るとともに、新たな健康保養地づくりのプログラムの構築とイメージ戦略が必要です。

●観光立市を目指す本市にあつては、伊東市民病院を中心とした市内医療機関と連携し、健診機能等と観光を結びつけるシステムを構築することが必要です。

目標

住む人も訪れる人も元気になるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
健康寿命 (お達者度) (「1-2 健康づくり 支援」より)	65歳から、元気で自立して暮らせる期間を県が算出したもの (要介護2～5の認定を受けていない期間) 静岡県「市町別お達者度」	平成21年 男性16.43年 女性19.71年	平成23年 男性16.77年 女性19.93年	男性17.41年 女性20.64年	長く健康で自立した生活を送るため、健康づくりへの意識向上を図り、県内上位市町の事例を参考とし、静岡県平均値を目標値に定める。
体験型ツアーのプログラム数	観光施設及び宿泊施設等における体験プログラム数	平成22年度 44 プログラム	平成26年度 40 プログラム	60 プログラム	本市を訪れた観光客に心身共にリフレッシュできるメニューを充実させることで、観光都市から感動都市への実現を目指す。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
健康保養地づくり事業の充実・強化	自然や温泉、観光施設、食材、人材といったウェルネス資源を組み合わせるなど、健康保養地づくり事業のメニューを充実するとともに、多様なメニューを提供する体制づくりを推進する。
市民の健康意識の向上と健康づくりの推進	温水プールや運動施設等を活用した健脳健身教室や各種健康づくり教室、健康フェスタの開催等、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」、歯の健康を守るための歯科健康教育に重点を置いた健康保養地づくり事業を推進する。
食育の推進	食育推進計画の策定や実践を通して、保護者や教育関係者等との連携により「食」に関して適切な判断のできる子どもを育むとともに、観光、農林水産業等の協力による伊東ならではの料理や食材をいかした取組を通じ、地域の食文化の継承を図る等、様々な関係団体とのネットワークにより「食」を通じた人づくり、まちづくりを推進する。
食の安全・安心への取組	農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めるとともに、有機農法を取り入れるなど自然に近い環境で作られた作物をエコブランドとして活用した商品開発及び販売戦略を行い、安全・安心な農作物の生産技術や高付加価値化に資する加工食品の研究・開発を産学官連携して推進し、あわせて生産者の名前や顔を表示するなど信頼性の高い商品の販売を推進する。また、学校給食への食材提供や各種教室の開催、市民農園の利用促進による食育の推進を行う。
医観連携の推進	伊東市民病院を中心とした市内医療機関と観光事業者・団体が協働した医観連携事業を推進していく。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
地域や民間団体による積極的な健康づくりへの関わり	地域や関係団体と行政との協働により、健康づくりに関する講演会や講習会などを企画・開催する。また、関係団体等とともに、健康づくりの視点によるスポーツ施設等の活用を進める。

施策分野

4-3

広域連携による誘客の拡充

現況と課題

●伊豆は、自然環境や豊富な温泉、首都圏に隣接した立地条件をいかして、日本有数の観光エリアとして発展してきました。今後、当地域が更なる発展を目指すためには、地域の幅広い連携を強化して、各市町が協働で観光情報の発信や観光振興策などの事業を推進することが必要です。

●富士山世界文化遺産登録や伊豆半島ジオパークの推進などの機会を最大限にいかし、観光客の満足度をより高めるため、本市単体での取組を越えて、広域的な視点で周辺地域との連携を推進していくことが重要となっています。このことから、伊豆半島7市6町首長会議において平成25年4月に策定した「伊豆半島ランドデザイン」の理念である「伊豆は一つ」を具現化する組織として、平成27年4月に設立した「美しい伊豆創造センター」と協働し、伊豆全体での行動計画や伊豆一体化促進事業の推進などを進めていく必要があります。

●ジオパークは、地質遺産を保全するとともに、教育や観光振興にいかすことが可能な自然公園ですが、伊豆半島にある特異な地質遺産を活用して、伊豆半島全域でジオパークの認定に取り組むことについて、平成22年2月に開催された伊豆半島6市6町首長会議において合意をされたところです。平成24年9月には日本ジオパークに認定され、現在、世界ジオパーク認定に向けた取組を進めております。今後は、さらに地域が連携し、継続的に推進していくことが必要です。

目標

(伊豆) 地域の幅広い連携を通して、滞在型観光が可能な魅力ある観光地を目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
観光交流客数	県が実施する静岡県観光交流の動向調査による伊豆地域7市6町の観光交流客数	平成21年度 3,898万人	平成25年度 3,950万人	4,200万人	美しい伊豆創造センターが設立され、伊豆は一つの考えの気運が更に高まっていることから、伊豆全体での観光振興を推進していく。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
美しい伊豆創造センターの強化・充実	美しい伊豆創造センターが設立され、「伊豆は一つ」との考えの気運が更に高まっていることから、伊豆全体での観光振興を推進していく。
伊豆半島ジオパーク推進協議会の強化・充実	ジオパークを推進する地域の連携体制を更に強化するとともに、取組を推進する人材の発掘・育成、ジオサイトの整備、ジオツアーの開催などを充実させ、継続的にジオパークを推進する具体的な取組を進めていく。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
民間事業者の積極的な事業への取組	地域の幅広い連携を通して、民間事業者が中心となり、滞在型観光が可能となる事業を積極的に推進し、行政が側面から支援を図る。

施策分野

4-4

商工業の振興

現況と課題

●本市の基幹産業は、中小零細企業を中心とした観光関連産業です。観光は、あらゆる産業が相互に連携する総合産業である一方、景気が悪くなるときは、いち早く影響を受け、良くなったときであっても、回復が遅くなる傾向にあります。本市ではこれまで、「住宅リフォーム振興事業」や「起業支援及び空き店舗対策補助事業」による経済産業活動の支援、中小企業の経営安定化を目的とした「利子補給制度」などの経済対策を実施してきました。今後も、景気が低迷している時においても安定した経済産業活動が行われる対策が求められます。

●消費者志向の多様化や、定住人口の郊外化によるドーナツ化現象などで、市内商店街は厳しい経営環境に置かれています。魅力ある個店の創出や創意工夫を凝らしたイベントを行うことにより、街ににぎわいを生み出し、商店街の活性化を図ることが必要となります。

●有効求人倍率は、平成元年以降最低となる平成22年5月の0・49倍を底に徐々に回復を見せ、平成27年3月には1・30倍に達しています。しかし、事務的職業など一部職種に求人倍率が大幅に低いものも見られます。また、求人のうちパートタイム求人の占める割合が高くなっています。働く場を増やし、正規職員の求人を高めるためにも、商工業の活性化が必要です。

●多くの市民が、自然環境に恵まれた本市で生涯を過ごすことを望んでいます。しかし、市内での雇用が少ないため、働く場所を求め他の地域へ移住する例も見られます。市内企業の活動の活発化や企業誘致により、多くの雇用の場の確保が求められています。

目標

活発な商工業活動が行われ、働く場が多いまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
商品販売額	商業統計調査（経済産業省が5年ごと実施）	平成19年	平成24年	964億円	5年間で5%増の目標値を設定する。
		1,313億円	918億円		
製造品出荷額	工業統計調査（経済産業省が毎年実施）	平成19年	平成25年	103億円	5年間で5%増の目標値を設定する。
		132億円	98億円		

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
商工業への支援体制の強化	商工会議所との連携により、住宅リフォーム振興事業、木造住宅建替支援事業等の商工業活性化策を実施するとともに、起業支援及び空き店舗対策補助事業により市内における創業を促進することで、市内経済の活性化を図る。また、経済変動対策資金や経営安定資金、伊東市小口資金への利子補給制度等を活用して中小企業の経営安定化を図る。
地域の商業の活性化	商店街が行うイベントや、施設整備の支援を実施するとともに、意欲ある個店経営者に中小企業診断士による経営支援強化を行い、個店の魅力・活力を高める。また、農林水産業者、観光業者の連携により、それぞれの知識や技術を活用し、地場産品をいかした料理や土産物品、化粧品等を開発し、地域の特性がある商品を創出することで商店街の活性化を図る。
雇用の確保	職業訓練校との協働による離職者等を対象とした再就職講座を開催し、雇用の推進を図る。また、高等学校新卒者の就職を支援するため、就職担当教諭、事業者代表、商工会議所、ハローワーク、県と情報交換を行うとともに、市内事業所に採用枠の確保を要請する。
企業誘致の取組	本市の特性を踏まえ、企業誘致に必要な施策の調査・研究を行うとともに、県と市町が一体的に企業誘致活動を推進することを目的に設置された静岡県企業立地市町推進連絡会と連携し、首都圏企業への広報や情報の収集に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
商店街を活用したイベントの開催	ぐり茶やみかん等の地場産品を使った食品・菓子・スイーツを商店や市民が製作し、発表の場として、商店街イベントを開催する。また、商店街マップの作成や、スタンプラリーの実施などを通して、市民だけでなく多くの観光客に街を巡ってもらい、街の活性化を図る。

施策分野

4-5

農林業の振興

現況と課題

●農林業をめぐる状況は、担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の増加など一段と厳しさを増しています。一方で、ライフスタイルの多様化により、農業体験や市民農園等の余暇活動として、農業と接点を持つ人が増えています。また、景気の悪化による社会情勢の変化や法整備により、生業としての新規参入希望者が見られるようになり、これらの需要を取り込むことができる体制づくりが必要です。

●近年、農地の鳥獣被害が深刻化しており有害鳥獣対策に取り組んでいるところですが、優良農地においてもその被害のため農業者の生産意欲をなくし耕作放棄地が広がる状況にあります。今後も継続して有害鳥獣対策を行い、安心して営農に取り組むことができる環境づくりが必要です。また、耕作放棄地は隣接農地にも悪影響を及ぼし、景観上も好ましくないため、担い手対策と併せた耕作放棄地対策が必要です。

●食の安全・安心の取組については、農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めているところですが、化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者ニーズも高まってきているため、より一層の安全・安心への取組及び食育による啓発を行い、環境と調和した持続的な農業生産の推進が必要です。

●本市の農業は、小規模・兼業農家が多いため、農作物の産地化が難しいのですが、地元の温州ミカンを使った果汁100%ジュース「農家のきもち」など新たな商品開発に取り組み、地産地消に努めているところです。また、本市は、首都圏を中心とした観光客が多く訪れる観光都市であるため、これからは、観光客に提供する流通の仕組みや販路の拡大など、観光産業と連携する地産地消の推進が必要です。

●森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるほか、保全と有効利用を図る必要があります。

目標

意欲ある担い手が育成確保され、農林業が安定的に営まれるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
耕作放棄地面積	1年以上耕作されず、今後も耕作される見込みのない農地	平成20年度 71 ha	平成26年度 44 ha	40ha	5年後の耕作放棄地解消目標を10%減とする
エコファーマー数	土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者の数	平成22年度 138人	平成26年度 122人	132人	毎年2人以上の新規認定目標を設定する。

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
担い手の育成・確保	農業者の担い手の育成、確保及び経営改善能力向上支援等に取り組み、認定農業者等に対し効率的かつ安定的な農業経営を育成する。また、新規就業者や一般企業からの参入の受入れを推進し活性化を図る。
鳥獣被害防止及び耕作放棄地対策	農業者の生産意欲を高めるため、鳥獣被害防止計画を策定し、総合的に被害防止を行う。また、優良農地を確保するため、農地の有効活用及び農地の集積を推進し、耕作放棄地を減少させる。
食の安全・安心への取組及び食育の推進	農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めるとともに、有機農法を取り入れるなど自然に近い環境で作られた作物をエコブランドとして活用した商品開発及び販売戦略を行い、安全・安心な農作物の生産技術や高付加価値化に資する加工食品の研究・開発を産学官連携して推進し、あわせて生産者の名前や顔を表示するなど信頼性の高い商品の販売を推進する。また、学校給食への食材提供や各種教室の開催、市民農園の利用促進による食育の推進を行う。
森林整備事業の促進	荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により、良好な森林環境を整備・保全し、土砂流出防止及び洪水や渇水を緩和させる。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
観光と連携した地産地消の推進	地元食材を使用したご当地グルメや郷土料理等の創出、旅館・ホテルでの地元食材を使用した料理の提供、体験農園の導入、教育旅行等における体験プログラムの実施等、民間と協働した地産地消を推進する。
市民参加の森づくり推進	民間との協働により、森林環境を保護するために、杉、ひのきを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。

施策分野

4-6

水産業の振興

現況と課題

●水産業をめぐる状況は、担い手の減少、高齢化、漁獲量の減少など一段と厳しさを増しています。一方で、ライフスタイルの多様化により、漁業体験やダイビング等の余暇活動として、水産業と接点を持つ人が増えています。しかし、生業として漁業を営んでいる人は年々減っています。このような中、安全・安心で高度な水産物の供給体制の構築や、地域産業の活性化を目指す「内陸のフロンティア」を拓く取組に基づいた拠点施設として、魚市場の整備が求められています。

●世界に目を向けても、乱獲や海洋汚染、地球温暖化等により水産資源の減少が見られます。漁協においてヒラメやアワビの種苗放流等、作り育てる栽培漁業に取り組んでいるところですが、今後も、本市で水揚げされた鮮魚等に伊東産と表示するなど、商品のブランド化を図るなどの付加価値を高める商品開発を行い、安定した商品の提供ができる漁業環境づくりが必要です。

●消費傾向を見ても、調理方法などの理由から、消費者の魚離れが進み、水産物の消費が伸び悩んでいます。一方、消費者の健康志向による魚食に対する関心が高まってきていることから、食育による水産物に対する正しい知識と理解を得ることが必要です。

●本市は、首都圏を中心とした観光客が多く訪れる観光都市であるため、海産物の生産地であるとともに消費地でもあります。「サバ男サンド」や「富戸コロッケ」など、地元食材を使った新たな商品開発による地産地消に取り組んでいるところですが、これからは、観光客に提供する流通の仕組みや販路の拡大など、観光産業と連携する地産地消の推進が必要です。

目標

意欲ある担い手が育成確保され、水産業が安定的に営まれるまちを目指します。

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
		平成21年度	平成26年度		
水揚げ数量	いとう漁協で水揚げされた漁獲量	6,422 トン	6,128 トン	6,128 トン	現状維持 H24年からH26までの3年間の平均は5,853 トンとなるため

目標を実現するための具体的な方策	左記方策の概要
担い手の育成・確保	青年漁業者の技術向上及び指導者の養成を図り、新規就業者の受入れを推進する。
安定した漁業の推進	種苗放流等、つくり育てる栽培漁業の推進により、水産資源の回復や安定的な漁獲量の確保を図る。また、安全で多面的な利用が可能となる漁港及び漁業施設等の適切な維持管理と、衛生管理に特化した新たな伊東魚市場の整備により、安全・安心な水産物の供給に努める。
魚食の普及	学校給食への食材提供や「お魚おろし方教室」等を開催するなど、食育を推進し、水産物の正しい知識と理解を得るとともに水産物に対する関心を高め、魚食の普及に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策	左記方策の概要
観光と連携した地産地消の推進	地元食材を使用したご当地グルメや郷土料理等の創出、旅館・ホテルでの地元食材を使用した料理の提供、ダイビングや体験漁業、教育旅行等における体験プログラムの実施等、民間と協働した地産地消を推進する。

施策分野

5-1

市民参画によるまちづくり

現況と課題

●地方分権の進展に伴い、地方自治体による自主性が求められているとともに、市民の価値観が多様化し、行政に対するニーズは多様化・複雑化しています。このような状況の中、市民の意見や創意をまちづくりにいかすには、本市の事業計画等に対して市民の意見や提案をこれまで以上に反映し、事業展開をしていくことが必要です。また、市政情報を分かりやすく市民に伝えるとともに、市民からの意見を広く聴くことに努めるなど、市民と情報を共有することが重要です。

●誰もが自分らしく生き生きと暮らしていくために、仕事や家庭生活、地域生活など様々な場面で自らが希望する活動ができる男女共同参画社会を形成していくことが重要です。今後も男女共同参画に対する理解や認識を更に深めるため、意識啓発に努めていくことが必要です。

●本市には様々な市民活動団体やNPO法人などが数多く設立され、各自が特色を持った公益的な活動を行っています。更に多くの市民が活動に加わり、主体的にまちづくりに参加することができる環境づくりを進めることが必要です。

●誰もが住みよいまちづくりを推進するためには、自らの地域は自らがつくるという自治意識の向上を図るとともに、地域の自主的な活動を活性化することが求められています。

目標

市民と行政が一体となり自立した地域を育むまちを目指します。

注) 「5-1 市民参画によるまちづくり」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

目標を実現するための具体的な方策

左記方策の概要

本市の事業計画等への市民参画の推進	本市の施策の立案、実施、評価等のそれぞれの段階において、幅広い層からの多くの市民の意見収集に努めるとともに、それらの意見をこれまで以上に反映し、事業展開を図るよう努める。
広報・広聴の充実	広報紙等の充実を図り、市民との情報の共有化を推進する。また、市政モニター制度や意見箱、Eメール等により市政に対する意見が届く環境づくりに努める。
男女共同参画社会の推進	地域、学校、職場、家庭など様々な場面で男女共同参画を推進できる環境づくりを進めるとともに、各種講演会等を通して男女共同参画や広く人権に対する意識啓発を図る。
市民活動の支援	地域や市民活動団体などの活動を支援する仕組みを整えるとともに、ネットワーク化を推進するなど、市民が主体的にまちづくりに参画できるよう支援する。
地域の自主的なまちづくり活動への支援	自治会等によるまちづくり活動の推進を図るとともに、自治会等が自ら企画し実践する地域社会貢献活動を支援する。

施策分野

5-2

市民の信頼に応える行政運営

現況と課題

- 近年の少子高齢化などの社会状況の変化、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。このような状況の中、自主・自立した自治体経営を推進していくためには、市民生活がどのように改善されたかという市民の立場に立った成果の向上を前提として、より効率的かつ効果的な行政運営を求め、継続して行政改革を推進していく必要があります。
- 近隣市町と連携・協力することで、より効率的かつ効果的な行政サービスを提供していくことができる事務や事業等については、積極的に広域行政を進めていくことが必要です。
- 多様化する市民ニーズに応えられる質の高い行政サービスを提供するためには、職員の資質の向上や若手・女性職員の積極的登用を図り、市民から信頼される人材を育成することが必要です。
- 情報公開制度により、行政情報の公開を請求する市民の権利を保障し、行政運営の公正と透明性を確保するため、積極的に行政文書を公開しています。また、個人情報保護制度により、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めています。今後も、これらの制度の適正な運用と制度の充実を図り、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められています。
- ICT（情報通信技術）を活用し、市ホームページやメールマガジンにより市政情報等を公開・発信しており、ホームページは、多言語化に対応しています。今後も、正確で最新の市政情報等をわかりやすく紹介していく必要があります。
- 個人番号制度により期待される「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）を実現する」ためのシステムの構築や制度の運用に努めていく必要があります。

目標

市民の信頼に応える行政運営を目指します。

注) 「5-2 市民の信頼に応える行政運営」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

目標を実現するための具体的な方策

左記方策の概要

行政運営の効率化	行財政改革大綱の進捗を図るとともに、PDCA マネジメントサイクルに基づいた効率的かつ効果的な行政運営を推進する。
広域行政の推進	近隣市町と連携し、広域的な行政課題の解決に取り組むとともに、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指す。
信頼される人材の育成	国や県への職員の派遣研修や各種職員研修の充実を図り、職員個々の資質の向上に努めるとともに、若手・女性職員の積極的登用に努める。
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開制度の適正な運用、迅速な公開を図るため、行政が有する文書の整理・保管方法の適正化を図る。また、個人情報の保護の重要性を職員一人一人が認識し、個人の権利利益が侵害されることがないように努める。
情報化の推進及び個人番号制度への対応	市ホームページやメールマガジンの充実を図り、正確で最新の情報を分かりやすく紹介することで、市民や観光客等の利便性の向上を図るとともに、個人番号制度に対応する効率的なシステムを構築し、制度の的確な運用に努める。

施策分野

5-3

健全な財政運営

現況と課題

●景気低迷の影響による市民税の減少や地価の下落を反映した固定資産税の落ち込みなどにより、市税収入が減少傾向にあります。これは、固定資産税納税義務者の半数が市外居住者であることや、零細・小規模事業所が多く月々の給与から市民税を引き落とす特別徴収の比率が伸びていないことなど、他市と比べて収納効率が悪いことも起因しており、対応が必要です。

●観光地としての特殊性から、観光客等の短期滞在人口を考慮した都市基盤整備が求められており、清掃、消防、救急、医療、道路、下水道などの分野において、住民人口規模以上の対応が必要であるため、人件費をはじめとする経常経費の比率が高くなっています。

●景気回復の遅れにより、いまだに生活困窮者が増加しているため、生活保護をはじめとした扶助費が高い水準で推移しています。また、高齢化が急速に進み、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療などの社会保障関係経費が増加しています。

●このため、課税対象の適切な把握や収納率の向上、受益者負担の観点から使用料などの見直しにより自主財源を確保するとともに、経常経費の抑制や経費の節減につながる民間委託の推進など、徹底した行財政改革に取り組むことが必要です。

●競輪事業の経営については、開催経費の見直しや交・納付金等の削減などを行い、平成26年度決算において累積赤字解消を実現できました。今後も単年度黒字を確保し、一般会計への繰出しが行えるよう、健全な経営を図ることが必要です。

目標

安定した財政運営を図るため、財政基盤の強化を目指します。

注) 「5-3 健全な財政運営」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

目標を実現するための具体的な方策

左記方策の概要

財政の健全化の推進	人件費をはじめとする経常経費の一層の抑制や民間委託の推進などに努めるとともに、起債の抑制と財政調整基金などの各種基金の充実を図る。また、一般会計のみならず公営企業会計を含む全会計の収支状況や、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置きつつ、更なる財政の健全化に努める。
財源の効果的活用	事業の見直しによる人的資源や財的資源を時代に合った高い行政効果が見込まれる施策に選択、集中化する。
自主財源の確保	課税の適正化を図るとともに、市民税の特別徴収の更なる促進、徴収体制の強化、納税方法の多様化などにより収納率の向上を図り、自主財源の確保に努める。
競輪事業の健全化	今後も、制度改正を国等関係機関へ働きかけるとともに、本市としても構造改革を進め、経営改善を推進する。また、競輪の魅力向上を通して、競輪ファンの拡大を図る。